防 府 市 の 環 境

（第 50 集）

令和３年度版

防　　府　　市

目　　次

第１部　環境保全に関する施策の概況

第１章　防府市の概要

１　位置及び地勢 …… ２
２　土地利用 …… ２
３　産業 …… ３
４　人口 …… ３

第２章　環境保全体制

１　環境担当組織及び事務分掌 …… ４
２　防府市環境審議会 …… ５
３　環境保全協定 …… ６
４　環境対策費の推移 …… ７
５　生活排水対策 …… ８
６　防府市役所環境保全率先実行計画 …… ８

第３章　防府市環境基本計画

１　計画の基本目標と達成率の公表 …… １０
２　計画の概要 …… １２
３　計画方針ごとの満足度及び進捗状況一覧 …… １３

第２部　環境の状況

第１章　大気汚染

１　概要 …… １６
２　環境基準等 …… １７
３　監視体制及び常時監視観測結果 …… １９
４　大気汚染防止法に基づく施設の設置状況等 …… ２６
５　環境保全協定における細目協定締結事業所の煙道排ガス等調査結果
…… ２８

第２章　水質汚濁

１　概要 …… ２９
２　環境基準等 …… ２９
３　公共用水域における常時監視測定結果 …… ３４
４　佐野堰上流域の佐波川に流入する河川の水質調査 …… ３８
５　環境保全協定における細目協定締結事業所の排水調査結果
…… ４０

第３章　騒音･振動

１　概要 …… ４１
２　関連法令、環境基準等 …… ４１
３　騒音の調査結果 …… ４７
４　騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置状況等
…… ４９
５　環境保全協定における細目協定締結事業所の工場騒音調査結果
…… ５１

第４章　悪臭

１　概要 …… ５２
２　関連法令等 …… ５２
３　環境保全協定における細目協定締結事業所の悪臭調査結果
…… ５６

参考資料

Ⅰ：防府市環境保全条例 …… ５８
Ⅱ：防府市佐波川清流保全条例 …… ６３
Ⅲ：防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例… ６７
Ⅳ：防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 …… ６９
Ⅴ：防府市環境審議会条例 …… ７３
Ⅵ：環境保全協定
　１　環境保全協定書 …… ７５
　２　環境保全協定に基づく細目協定の内容 …… ７７
Ⅶ：佐波川清流保全協定 …… ８９

第１部
環境保全に関する施策の概況

第１章　防府市の概要

第２章　環境保全体制

第３章　防府市環境基本計画

第１章　防府市の概要

１ 位置及び地勢

防府市は、山口県の南部、瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置し、東部は周南市、北部と西部は山口市に接しており、南方海上の向島、佐波島と南東に浮かぶ野島も市域に属している。

地勢は、中国山地に源を発する幹川流路延長 56 ㎞、流域面積 460 ㎢の一級河川佐波川の下流域に発達した三角州が県下最大の防府平野を形成し、東方に緩やかな大平山(最高峰 631 m)と西に険しい右田ヶ岳(426m)が対称的にそびえている。

南は瀬戸内海に面し、江泊山、田島山とこれらの中間に位置する向島によって、海上交通の要衝として重要港湾の三田尻・中関港が形成されている。

冬の季節風は中国山地にさえぎられ、夏は海上からの風が吹く瀬戸内海特有の穏やかな気候に恵まれている。

２ 土地利用

本市では、全市域 18,937 ha のうち 14,321 ha が都市計画区域に指定されている。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分がなされ、都市計画区域の 20.6%にあたる 2,950 ha が市街化区域、残り 11,371 ha が市街化調整区域に指定されている。

市街化区域は、適正な土地利用の誘導を図るため 12 種類の用途地域を定めており、住居系 56.2%、商業系 6.3%、工業系 37.5%の割合で指定されている。

○ 行政区域面積：18,937 ha

○ 都市計画区域：14,321 ha　（市街化区域：2,950 ha　市街化調整区域：11,371 ha）

市街化区域の用途地域別面積

（単位：ha）

区　分	面積	区　分	面積
第１種低層住居専用地域	159	準住居地域	32
第２種低層住居専用地域	19	近隣商業地域	75
第１種中高層住居専用地域	424	商業地域	111
第２種中高層住居専用地域	84	準工業地域	501
第１種住居地域	900	工業地域	86
第２種住居地域	41	工業専用地域	518

3 産業

本市の産業は、豊かな佐波川の水を背景に、戦前から三田尻港周辺に福島人絹（現　協和発酵バイオ）や鐘ヶ淵紡績が誘致・立地され、その後、周南工業整備特別地域の指定などによって、塩田の広大な跡地に古浜中小企業団地や鶴浜鉄工団地が整備され、市内に分散する工場や事業場が集約されるとともに、企業誘致によりバイエルクロップサイエンス、東海カーボン、ブリヂストン、マツダ及び輸送用機械器具製造業が相次いで進出し、本市工業生産の中核をなす臨海工業地帯を形成している。

4 人口

人口の推移を国勢調査からみると、令和 2 年の国勢調査時には、114,038 人(48,707 世帯)と人口は減少傾向にあるものの、生活様式の変化、核家族化の進行などによる世帯分離により世帯数は逆に増加した結果、一世帯当りの人員は 2.34 人となっている。

人口・世帯数の推移

（各年 10 月 1 日）

年	世帯数	人　　口			摘　要
		総　数	男	女	
平成 2	39,128	117,634	56,031	61,603	国勢調査
7	41,668	118,803	56,949	61,854	〃
12	43,367	117,724	56,316	61,408	〃
17	44,958	116,818	56,332	60,486	〃
22	46,851	116,611	56,191	60,420	〃
27	47,573	115,942	55,910	60,032	〃
令和 2 (速報値)	48,707	114,038	54,952	59,086	〃

第２章　環境保全体制

１ 環境担当組織及び事務分掌

（１） 組織及び人員

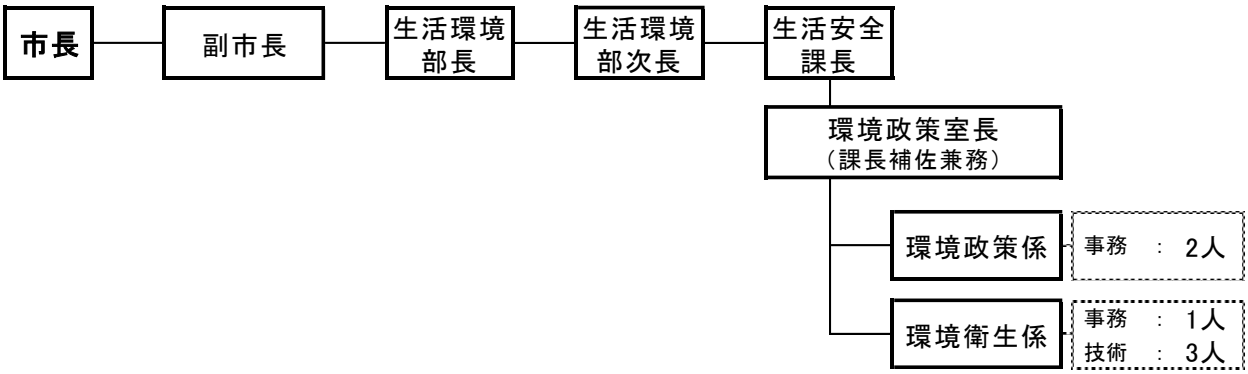

（２） 事務分掌

① 公害防止対策の樹立及び指導に関する事項
② 公害についての総合連絡調整に関する事項
③ 騒音、振動及び悪臭等の防止に関する事項
④ 大気汚染防止対策･水質汚濁防止対策に関する事項
⑤ 環境審議会に関する事項
⑥ 専用水道・簡易専用水道に関する事項
⑦ 環境衛生地域組織の育成に関する事項
⑧ 墓地及び墓園に関する事項
⑨ 市営墓園管理基金の管理に関する事項
⑩ と畜場に関する事項
⑪ 犬の登録、狂犬病予防注射等に関する事項
⑫ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事項
⑬ 斎場の維持管理に関する事項

2 防府市環境審議会

昭和 46 年 2 月 24 日に制定した防府市公害対策審議会条例に基づき設置した防府市公害対策審議会を全面改組し、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、平成 15 年 3 月 31 日に制定した防府市環境審議会条例に基づき、学識経験者や一般公募、各層の代表者などの委員で構成される防府市環境審議会を設置している。

防府市環境審議会委員名簿（令和 3 年 8 月 30 日現在）

順不同

委　員　名	役　職　名　等
中尾　勝實	山口大学名誉教授
関根　雅彦	山口大学大学院創成科学研究科教授
木村　正統	防府医師会　副会長
島添　美葉子	消費生活アドバイザー
石本　真司	樹木医、環境カウンセラー
大嶋　裕司	山口県山口健康福祉センター　副部長
小野　秀治	中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター　副所長
谷野　聡	山口合同ガス㈱防府支店　支店長
角田　祐道	防府商工会議所　交通運輸部会　部会長
藤原　義寿	協和発酵バイオ㈱山口事業所　常務執行役員山口事業所長
広政　利雄	マツダ㈱防府工場　総務部長
杉山　芳朗	東海カーボン㈱防府工場　工場長
東　　佳範	防府商工会議所　工業部会　部会長
池永　光男	防府商工会議所　商業部会　天神商店街振興組合理事長
山田　まゆみ	防府市女性団体連絡協議会　副会長
阿部　幹恵	防府市消費生活研究会　理事　会長
田村　尚子	グリーンコープやまぐち生活協同組合 中部地域 地域理事
湯面　栄二	公募委員
蓑島　啓子	公募委員

3　環境保全協定

防府市環境保全条例の制定に伴い、平成 19 年に従来の公害防止対策を中心とした「公害防止協定」を廃止し、廃棄物の発生抑制、温室効果ガスの排出抑制などより幅広い総合的な環境保全対策について、同条例第 11 条の規定に基づき「環境保全協定」を新たに締結した。（表３－１ 環境保全協定の締結事業場一覧）

また、環境保全上、特に必要と思われる事業場については、基準値を定めた細目協定を締結している。（表３－２ 環境保全協定に基づく細目協定締結事業場一覧）

表３－１　環境保全協定の締結事業場一覧　（令和 3 年 3 月 31 日現在）

No.	事　業　場　名	No.	事　業　場　名
1	マツダロジスティクス㈱	21	㈱ヒロテック防府工場
2	㈱ヒロタニ防府工場	22	㈱ナガト防府工場
3	デルタ工業㈱防府工場	23	マツダ㈱防府工場
4	日立笠戸重工業協業組合	24	日本果実工業㈱
5	レンゴー㈱防府工場	25	エア・ウォーター・ベルパール㈱防府工場
6	防府エネルギーサービス㈱	26	三田尻化学工業㈱
7	山口県立総合医療センター	27	ブリヂストンＢＲＭ㈱防府工場
8	南条装備工業㈱防府工場	28	バイエルクロップサイエンス㈱防府工場
9	協和発酵バイオ㈱山口事業所	29	㈱石﨑本店
10	中国電化工業㈱	30	大成ロテック㈱山口合材工場
11	王子ゴム化成㈱	31	オーモリテクノス㈱
12	㈱ベルポリエステルプロダクツ	32	㈱ブリヂストン防府工場
13	㈱プラスアイランドネクスト	33	㈱キーレックス山口工場
14	㈱ＦＩＬＷＥＬ	34	MC エフディフーズ㈱
15	大崎工業㈱防府工場	35	㈱モルテン防府工場
16	㈱ワイテック	36	(医)和同会 防府リハビリテーション病院
17	㈱すぎはら防府工場	37	㈱積水化成品山口
18	㈱ミートサプライ防府工場	38	エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱ 防府バイオマス・石炭混焼発電所
19	東海カーボン㈱防府工場	39	㈱丸久　丸久デリカプロセスセンター
20	ダイキョーニシカワ㈱	40	メルシャン㈱　防府アルコール

※　日本果実工業㈱については、佐波川清流保全条例に基づく佐波川清流保全協定についても締結。

表３－２　環境保全協定に基づく細目協定締結事業場一覧表

No.	事　業　場　名	締結年月日
1	防府エネルギーサービス㈱	H20.4.1
2	協和発酵バイオ㈱山口事業所防府	H20.4.1
3	㈱ベルポリエステルプロダクツ	H20.4.1
4	㈱ＦＩＬＷＥＬ	H20.4.1
5	東海カーボン㈱防府工場	H20.4.1
6	エア・ウォーター・ベルパール㈱防府工場	H20.4.1
7	㈱ブリヂストン防府工場	H20.4.1
8	マツダ㈱防府工場	H20.4.1
9	エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱ 防府バイオマス・石炭混焼発電所	H28.12.5

４ 環境対策費の推移

防府市の環境保全に関する諸施策を展開するための、環境対策費の推移は以下のとおり。

（単位： 千円 ）

項　　目	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算
報　　酬	110	80	74	86	534
共　済　費	0	0	0	0	0
報　償　費	486	452	550	462	483
旅　　費	11	10	64	6	53
需　用　費	1,355	1,550	2,645	1,877	1,905
役　務　費	335	435	401	373	349
委　託　料	2,765	2,763	2,766	3,162	3,584
使用料及び賃借料	224	217	214	214	217
備品購入費	0	195	469	0	202
負担金補助及び交付金	7,296	9,044	42	42	144
総　　額	**12,582**	**14,746**	**7,225**	**6,224**	**7,471**

5 生活排水対策

（１）公共下水道事業

昭和 33 年度から防府駅を中心とした市街地の約 245 ha を計画地域と定め事業に着手しており、現在では、認可処理計画面積 2,407 ha、処理計画人口 85,500 人を対象に整備を進めている。

下水道の概要　（令和 3 年 3 月 31 日現在）

行政区域面積		18,937 ha
行政区域人口（世帯数）		114, 963 人（56,273 世帯）
処理区域面積		2,101.76 ha
処理区域人口（世帯数）		78,926 人（38,617 世帯）
水洗化人口　（世帯数）		72,448 人（32,817 世帯）
下水道人口普及率		68.7 ％
水　洗　化　率	処理区域内	91.8 ％
	市　全　体	63.0 ％

（２）防府市佐波川清流保全条例

中国地方でも屈指の清流であり、市民生活に潤いと安らぎを与えてくれる一級河川佐波川を保全するため、佐波川水系に流入する BOD 汚濁負荷量の約 31%（平成 30 年度実績）を占める生活排水の浄化対策等を規定した佐波川清流保全条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行した。

佐波川水系河川環境管理基本計画に基本理念として掲げられる『歴史の川にホタル舞う・佐波川の清流を後世に』をスローガンに、自然と人が共生する良好な水辺環境の保全に努めることとしている。

6 防府市役所環境保全率先実行計画

（１）計画概要

防府市役所では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地球温暖化の原因物質とされる、二酸化炭素などの温室効果ガス排出抑制のための措置に関する計画を策定することが義務付けられたことに伴い、平成 12 年 4 月 1 日に「防府市役所環境保全率先実行計画」を策定し、市の行う事務や事業においてエネルギー類の消費量やごみの排出量の削減への取組を開始した。また、平成 28 年度には「防府市環境基本計画(平成 24 年度～令和 3 年度)」の中間年度・見直しに伴い、平成 29 年 3 月に第 4 次となる改訂を行った。

（２）行動目標及び結果の公表

計画では、3 つの基本方針に基づき、目標数値を次のとおり設定し、重点的に取り組む。

ア　二酸化炭素排出量の削減

平成 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「日本の約束草案」に基づき、令和 12 年度(2030 年度)までに平成 25 年度(2013 年度)比で 26%の温室効果ガス排出量の削減を目標としている。そのことを踏まえ、市役所では、令和 3 年度までに平成 27 年度の二酸化炭素排出量の実績値から 9.3%削減することを目標としている。

	参考 (平成 25 年度) [単位：t-CO_2]	基準年度 (平成 27 年度) [単位：t-CO_2]	令和 2 年度 実績値 [単位：t-CO_2]	目標年度 (令和 3 年度) [単位：t-CO_2]
二酸化炭素排出量	46,409	34,995	31,368	31,752

イ　環境負荷の低減

（ア）対象施設で使用する電気について、令和 3 年度までに平成 27 年度を基準に 7.6%の削減を図る。

項　　目	基準年度(平成 27 年度)	令和 2 年度実績値	令和 3 年度目標値
電気の使用量	21,012,884 kWh	21,649,034 kWh	19,410,212 kWh

（イ）公用車の燃料使用量（ガソリン・軽油）の削減

令和 3 年度までに平成 27 年度を基準に 8.1%の削減を図る。また、1 台当たりの燃料使用量の削減に努める。

項　　目	基準年度(平成 27 年度)	令和 2 年度実績値	令和 3 年度目標値
公用車の燃料使用量	181,250 L	163,306 L	166,529 L
公用車１台あたりの燃料使用量 (消防本部除く)	ガソリン 454 L/台 軽油　1,253 L/台	ガソリン 434 L/台 軽油　1,088 L/台	削減に努める

（ウ）水道使用量の削減

項　　目	基準年度(平成 27 年度)	令和 2 年度実績値	令和 3 年度目標
水道使用量	94,308 m^3	81,897 m^3	削減に努める

（エ）用紙類の使用量の削減

項　　目	基準年度(平成 27 年度)	令和 2 年度実績値	令和 3 年度目標
コピー用紙の使用枚数	10,241,950 枚	9,321,550 枚	削減に努める

第３章　防府市環境基本計画

「防府市環境保全条例」に基づき策定された「防府市環境基本計画」は、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、第四次防府市総合計画で目指す将来都市像について、環境面からの実現を図るものである。

１ 計画の基本目標と達成率の公表

（１）基本目標

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かでうるおいのあるまちづくりを目指すこととし、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げている。

（２）目標数値及び達成率の公表

基本目標については、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、「環境基準」・「市民満足度」・「廃棄物等」の３項目について、目標数値を掲げている。

ア　環境基準【環境の状況の科学的判断】

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めており、その達成率を基本目標（目標数値）として、早期にその全てが達成されることを目指している。

令和２年度は、環境基準達成率が 76.3%であった。

	基準年度	進捗確認年度		令和２年度実績	目標年度
	平成 22 年度	平成 27 年度	令和２年度		令和３年度
目標値	78.2%	100%	100%	76.3%	100%

※「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」は右ページの**別表ア**に示す。

イ　市民満足度【環境の状況の感覚的判断】

市民アンケートを実施し、「市民満足度：豊かで美しい自然が身近にあると思う市民の割合」を基本目標（目標数値）としている。

既に一定の割合が達成されていることから、今後も着実な割合の増加を目指す。

目標 基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 26 年度		令和２年度	令和３年度
70%	75%	80%	80%	80%↑

※８割の市民が満足していれば、目標をおおむね達成しているものとして、満足度80%を基準にしている。
実績が既に80%に達しており、更に上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしている。

ウ　廃棄物等の最終処分量

“明るい・豊かな・健やかな郷土の継承”のためには、その時々における環境の状況が良好であるだけでなく、その環境を将来の世代に引き継げるよう、環境への負荷が少なく、資源の保存が見込める持続可能な日常の生活・事業活動への転換が必要である。

このため、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「最終処分量」を基本目標（目標数値）としている。（ただし、台風災害等に伴う埋立ごみの量は除く。）

なお、令和 2 年度の最終処分量は 1,832 t であり、目標年度に向けて大幅な減少を目指していく。

目標 基準年度	進捗確認年度 平成 27 年度		令和 2 年度 実績	進捗確認 年度目標	目標年度
平成 22 年度	目標	実績		令和 2 年度	令和 3 年度
8,617 t	6,583 t	972 t	1,832 t	915 t	898t

※平成 27 年度の処理区域内人口 117,893 人

※令和 3 年度の数値は、処理区域内人口 114,702 人を推計値として算出

別表ア　　【参考】環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧

区　分		指　　標　　名		測定 地点等数	環境基準達成数 令和2年度
大気		二酸化硫黄	長期的評価	2	2
			短期的評価	2	2
		浮遊粒子状物質	長期的評価	2	2
			短期的評価	2	2
		二酸化窒素		2	2
		光化学オキシダント		1	0
水質	海域	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）		6	5
		全窒素		3	3
		全燐		3	3
	河川	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）		2	2
	地下水	概況調査		10	10
騒音		一般地域	昼間	17	17
			夜間	17	10
		道路に面する地域 （測定地点における評価）	昼間	12	5
			夜間	12	6
		新幹線鉄道		1	0
		航空機		3	3
合　計				97	74 （達成率：76.3%）

※評価に使用した調査結果は、令和 3 年 3 月 31 日時点で最新のもの。

2 計画の概要

（1）計画の体系

「自然と調和のとれた環境の創造、
明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」

- 環境への負荷が少ないまちづくり
  - 安全で健やかな生活環境を守ります
    - ・きれいな空気の確保
    - ・きれいな水の確保
    - ・静穏の保持
  - ごみの適正処理と３Ｒを進めます
    - ・廃棄物の適正処理の徹底
    - ・３Ｒの推進
  - 省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます
    - ・省エネルギー・新エネルギーの普及
- 良好な環境を創造するまちづくり
  - 人がふれあい、大切にする自然環境をつくります
    - ・都市緑化、水辺の再生
    - ・人と自然のふれあいの確保
  - 環境をいかす産業を育てます
    - ・農林水産業の基盤整備と担い手の育成
    - ・新たな産業の育成
    - ・地産地消の推進
  - みんなに優しい交通環境をつくります
    - ・良好な自動車交通の推進
    - ・多様な交通手段の確保
- みんなで考えみんなが築くまちづくり
  - 環境教育・環境学習を広げます
    - ・環境教育・環境学習の浸透
  - 自主的な取組と協働の輪を広げます
    - ・自主的な取組と協働の輪の拡大

（2）計画期間

計画の期間は、平成 24 年(2012 年)度から令和 3 年(2021 年)度までの 10 年間としているが、中間年度の平成 28 年度に、社会状況の変化や進捗確認年度である平成 27 年度の状況を踏まえ、一部施策の見直しを行った。現在、令和 4 年(2022 年)度からの防府市環境基本計画(第 3 次)を策定中である。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
計画策定	目標基準年度				進捗確認年度	施策等の見直し				進捗確認年度	次期計画の検討 目標年度	
		計　画　期　間 ←→										

3 計画方針ごとの満足度及び進捗状況一覧

各方針		指標名	種別	基準（年度）	現状（R２年度）	確認年度（R2年度）
1 環境への負荷が少ないまちづくり	安全で健やかな生活環境を守ります					
	きれいな空気の確保	大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている	満足度	63%（H23）	70%	80%
		ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気を付けている	市民意識度	81%（H23）	84%	95%
		ばい煙、粉じん、悪臭の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	57%（H23）	68%	70%
		市による大気関係の測定回数（年間）	市事業成果	10検体（H22）	11検体	10検体
		市による悪臭の測定回数（年間）		17検体（H22）	13検体	30検体
	きれいな水の確保	海や川のきれいな水が保たれている	満足度	58%（H23）	66%	80%
		洗剤は適量を量るなど生活廃水の汚れに気を付けている	市民意識度	82%（H23）	82%	95%
		排水にあたっては、水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している	事業者意識度	67%（H23）	76%	80%
		所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している		52%（H23）	59%	65%
		市による水質関係の測定回数（年間）	市事業成果	96検体（H22）	84検体	100検体
		公共下水道整備率		73%（H22）	87%	100%
		浄化槽設置基数（年間）		157基（H22）	118基	220基
	静穏の保持	日常生活に必要な静穏が保たれている	満足度	67%（H23）	72%	80%
		テレビやピアノなどの音が近隣の迷惑にならないよう気を付けている	市民意識度	90%（H23）	91%	95%
		恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し、対策を講じている	事業者意識度	54%（H23）	65%	65%
		騒音・振動の発生する作業を行う場合には、近隣への声かけを行っている		61%（H23）	68%	75%
		市による騒音・振動の測定回数（年間）	市事業成果	26回（H22）	29回	30回
	ごみの適正処理と３Ｒを進めます					
	廃棄物の適正処理の徹底	ごみの処理が、適正に行われている	満足度	72%（H23）	80%	80%
		ごみの出し方のルールを守っている	市民意識度	97%（H23）	96%	97%
		製造・販売する製品・商品は、使用後の処分方法を確保又は把握している	事業者意識度	74%（H23）	75%	85%
		ごみ集積施設整備事業補助金交付対象基数（年間）	市事業成果	114件（H22）	157件	150件
		不法投棄禁止看板設置数（年間）		13枚（H22）	55枚	50枚
	３Ｒの推進	ごみの減量やリサイクル活動、分別収集などが適正に行われている	満足度	73%（H22）	85%（R1）	80% ↑※
		レジ袋や割り箸など使い捨て製品はできるだけ使わないようにしている	市民意識度	78%（H23）	70%	90%
		包装・梱包の簡素化に努めている	事業者意識度	70%（H23）	75%	80%
		製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている		63%（H23）	70%	75%
		市によるリサイクル率	市事業成果	12%（H22）	26%	30%以上
	省エネルギー・新エネルギーの普及を進めます					
	省エネルギー・新エネルギーの普及	省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる	満足度	16%（H23）	40%	40%
		こまめな消灯など節電に心がけている	市民意識度	84%（H23）	84%	95%
		エネルギー消費量を把握し、その削減を図っている	事業者意識度	60%（H23）	63%	70%
		省エネ化された製品・商品の開発、製造、販売に努めている		52%（H23）	49%	65%
		新エネルギー導入等に関する補助金の利用件数	市事業成果	304件（H22）	0	200件
2 良好な環境を創造するまちづくり	人がふれあい、大切にする自然環境をつくります					
	都市緑化、水辺の再生	利用しやすく、安らげる公園や緑地が整備されている	満足度	26%（H22）	43%（R1）	50%
		身近な場所に草木や花を植えている	市民意識度	77%（H23）	72%	90%
		店舗内・敷地内の緑化に努めている	事業者意識度	61%（H23）	58%	75%
		記念植樹本数（延べ数）	市事業成果	1,120本（H22）	1,644本	1,600本
		森林ボランティアの参加人数（年間）		325人（H22）	42人	420人
	人と自然のふれあいの確保	自然とふれあえる場所やイベントが充実している	満足度	26%（H23）	33%	50%
		レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている	市民意識度	59%（H23）	55%	70%
		自然に外来種を持ち込まないようにしている		78%（H23）	70%	90%
		「水辺の学校」等の開催回数（年間）	市事業成果	0回（H22）	4回	3回

※8 割の市民が満足していれば、目標をおおむね達成しているものとして、満足度 80%を基準にしている。この指標では、実績が既に 80%に達しており、更に上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしている。

各方針			指標名	種別	基準（年度）	現状（R2年度）	確認年度（R2年度）
2 良好な環境を創造するまちづくり	環境をいかす産業を育てます	農林水産業の基盤整備と担い手の育成	農地が有効に利用され、適正に保全されている	満足度	14%（H23）	20%	35%
			森林資源の保護育成や有効活用が行われている	満足度	15%（H22）	31%（R1）	35%
			農地利用集積割合（認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合）	市事業成果	25%（H22）	30%	50%
			民有林造林面積（延べ面積）	市事業成果	4.2ha（H22）	4.3ha	10ha
			小規模作業林道整備延長（延べ延長）	市事業成果	4,360m（H22）	5,092m	5,200m
			漁港機能保全整備箇所数（延べ数）	市事業成果	0漁港（H22）	4漁港	2漁港
		新たな産業の育成	企業の生産活動が活発に行われている	満足度	22%（H22）	52%	50%
			まちの資源をいかした、魅力的な観光地となっている	満足度	17%（H22）	32%	40%
			環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている	事業者意識度	35%（H23）	44%	55%
			企業誘致優遇措置指定件数（年間）	市事業成果	6件（H22）	0件	5件
			売れるものづくり事業による新製品開発着手等事業者数（延べ数）	市事業成果	15社（H22）	51社	50社
		地産地消の推進	地域の特性をいかした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる	満足度	56%（H22）	73%（R1）	80%
			水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている	満足度	33%（H22）	50%（R1）	55%
			積極的に地元産の食材を購入している	市民意識度	73%（H23）	67%	85%
			原材料、資材の調達にあたっては、積極的に地元産を選択している	事業者意識度	56%（H23）	49%	70%
			生産者と消費者の交流活動等実施回数	市事業成果	20回（H22）	1回	30回
	みんなに優しい交通環境をつくります	良好な自動車交通の推進	市中心部や周辺都市へ快適にアクセスできる幹線道路網が整っている	満足度	50%（H22）	55%（R1）	70%
			急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている	市民意識度	80%（H23）	84%	90%
			自動車、タイヤ等の購入の際は、燃費性能を優先している	市民意識度	66%（H23）	56%	80%
			従業者にエコドライブの実践を促している	事業者意識度	61%（H23）	54%	75%
			都市計画道路の整備進捗率	市事業成果	52%（H22）	55%	56%
			市道の改良率	市事業成果	69%（H22）	73%	74%
		多様な交通手段の確保	安全に通行できる生活道路が整備されている	満足度	43%（H22）	56%（R1）	65%
			通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている	満足度	27%（H22）	35%（R1）	50%
			近くへの買い物などは、徒歩や自転車で行くようにしている	市民意識度	47%（H23）	40%	60%
			従業者に徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促している	事業者意識度	21%（H23）	18%	35%
			路線バス（市内で完結する系統）利用者数（年間）	市事業成果	386,000人（H22）	230,000人	330,000人
3 みんなで考えみんなが築くまちづくり	環境教育・環境学習を広げます	環境教育・環境学習の普及	環境教育・環境学習を受ける機会が充実している	満足度	14%（H23）	23%	35%
			環境教育・環境学習のイベント等に参加している	市民意識度	12%（H23）	10%	25%
			事業所内での環境教育・環境学習を実施している	事業者意識度	33%（H23）	31%	45%
			市による環境学習講座への参加者数（年間）	市事業成果	15人（H22）	52人	300人
			環境保全分野における『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』登録者数	市事業成果	12人・団体（H22）	13人・団体	20人・団体
	自主的な取組と協働の輪を広げます	自主的な取組と協働の輪の拡大	地域での清掃などの環境美化活動が進められている	満足度	67%（H22）	75%（R1）	80%
			地域の環境美化活動などに参加している	市民意識度	45%（H23）	37%	55%
			地域、NPO、行政等と協働した環境保全活動を行っている	事業者意識度	18%（H23）	20%	30%
			環境保全分野における防府市市民活動支援センターへの市民活動団体の登録数	市事業成果	7団体（H22）	5団体	12団体
			環境保全協定締結率	市事業成果	100%（H22）	100%	100%
			CO_2削減運動取組事業所数	市事業成果	91事業所（H22）	156事業所	160事業所

第２部
環境の状況

第１章　大気汚染

第２章　水質汚濁

第３章　騒音・振動

第４章　悪臭

第１章　大気汚染

１ 概　要

大気汚染は、大気中に排出された物質が、自然の物理的な拡散・沈着機能や化学的な除去機能、生物的な浄化機能を上回って存在し、自然の状態より増加することによって人を含む生態系や物等に直接的、間接的に影響を及ぼす状態である。

大気汚染物質の発生源は、火山排出物や森林火災、花粉の飛散といった自然起源によるものと、工場や火力発電所、自動車といった人為起源に大別される。現在、大気汚染の問題については、特に人為起源により発生した大気汚染物質による人への健康被害についてしばしば問題視されており、発生源に対する規制を法令等で行っている。

人の健康に影響を及ぼす代表的な大気汚染物質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント等である。これらは、工場等で石炭や石油等の化石燃料を燃焼する過程で生成したもの（固定発生源）、自動車の排ガス中に含まれていたもの（移動発生源）、また、一度排出された有害物質が大気中で化学変化したもの等である。これら大気汚染物質の人体への影響については、個人差並びに気温、気圧、湿度といった大気の状態によって左右されるが、人々の健康に悪影響を及ぼすことが報告されている。

よって、大気汚染物質の濃度に関しては、環境基本法に基づく環境基準や「大気汚染防止法」による規制が定められており、適切な大気汚染対策が図られるよう県による常時監視が実施されている。

現在の大気の汚染状況は、公害防止技術の向上、行政指導の強化及び企業努力等により昭和４０年代半ばから昭和５０年代前半にかけて改善がみられ、近年はほぼ環境基準を満たした状態で推移している。しかし、北東アジアの大気環境の悪化により、汚染物質の越境が懸念される等、大気汚染への不安は完全に解消できていないのが現状である。

2 環境基準等

大気汚染に関する環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、下記のとおり設定されている。

○ 大気の汚染に係る環境基準 【 表２－１参照 】
○ 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準 【 表２－２参照 】
○ 二酸化窒素に係る環境基準 【 表２－３参照 】
○ 有害大気汚染物質のうちベンゼン等に係る環境基準 【 表２－４参照 】

なお、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づいて定められている。 【 表２－５参照 】

表２－１ 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄[SO_2]	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は、紫外線蛍光法
一酸化炭素[CO]	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質[SPM]	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/ m^3 以下であること	ろ過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント[O_x]	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

※備考１：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のもの。
※備考２：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
評価方法：1 日平均値の短期評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合は評価対象としない。
長期評価は、光化学オキシダントを除き、年間にわたる 1 日平均値である測定値につき測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき基準値を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とする。

表２－２　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
微小粒子状物質 ［PM2.5］	1 年平均値が 15μg/ m^3 以下であり、かつ、 1 日平均値が 35μg/ m^3 以下であること	ろ過捕集による質量濃度測定方法又は、この方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

※備考１：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子。

※備考２：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表２－３　二酸化窒素に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
二酸化窒素 ［NO_2］	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又は、オゾンを用いる化学発光法

※備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

評価方法：1 日平均値の年間 98%値の算定に当たっては、1 時間値の欠測が 4 時間を超える測定日の 1 日平均値は用いないものとする。また、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

表２－４　ベンゼン等(有害大気汚染物質)による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること	

※備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表２－５　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	基　準　値
ダイオキシン類	1 年間平均値が 0.6pg－TEQ／m^3 以下であること

※備考：基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

3 監視体制及び常時監視観測結果

山口県では、環境基準等の達成状況及び大気の汚染状況の変化等を把握するために、大気汚染測定局を各市町に設置し、大気環境の常時監視を実施している。

（1）監視体制

防府市には、2 ヶ所の大気汚染測定局が設置されており、各局の測定項目については次のとおりである。

表３（1） ２測定局の測定項目一覧

監視項目	防府市役所	中関小学校
ア 二酸化硫黄	○	○
イ 浮遊粒子状物質	○	○
ウ 微小粒子状物質	○	―
エ 光化学オキシダント	○	―
オ 二酸化窒素	○	○
風向・風速 温度・湿度・日射量	○	―

（2）大気汚染測定局の測定結果

ア 二酸化硫黄［SO_2］

二酸化硫黄は、ほとんどが工場・事業場等から硫黄分を含む燃料その他の燃焼に伴って排出されるほか、船舶やディーゼル車等からも排出される。また、呼吸器へ悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

防府市における測定局での測定結果については、表３（2）ア-１のとおりであり、短期的評価及び長期的評価について両測定局で環境基準を達成している。なお、年平均値の経年変化はグラフ３（2）アのとおりほぼ横ばいに推移している。

表３（2）ア-１ 二酸化硫黄に係る環境基準適合状況 （令和元年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	ppm	ppm	日	%	時間	%	ppm	有：× 無：○
市役所	商	364	8,666	0.002	0.030	0	0	0	0	0.006	○
中関小学校	住	364	8,675	0.001	0.035	0	0	0	0	0.004	○

表３（２）ア-２　二酸化硫黄濃度の月別測定結果（月平均値）

（単位：ppm）

測定局名	平成31年	令和元年								令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市　役　所	0.001	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
中関小学校	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

グラフ３（２）ア　二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化

（単位：ppm）

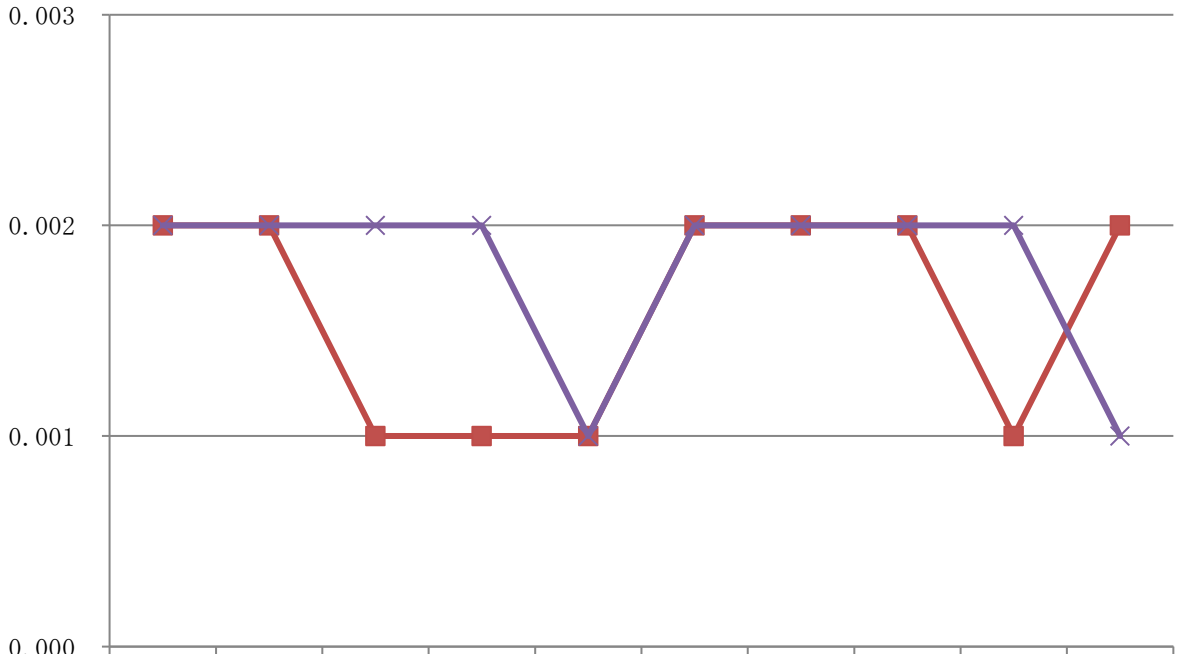

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市　役　所	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002
中関小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

イ　浮遊粒子状物質［SPM］

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μｍ以下の物質をいい、工場・事業場等から排出されるばいじん及び粉じん、自動車・船舶等から排出される粒子状物質並びにガス状物質が大気中で二次的に反応して生成する粒子状物質など人為的な活動に起因するもののほか、風による土壌の巻き上げ、波しぶき等から発生する海塩粒子及び中国大陸から飛来する黄砂など自然的に発生するものもある。

人の健康への影響については、大気中に長時間滞留し、肺や気管に沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすとされ、長期的影響として慢性気管支炎の有症率の増加や学童の気道抵抗の増加などが懸念される。

防府市における測定局での測定結果については、表３（２）イ－１のとおりである。短期的評価及び長期的評価について両測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化はグラフ３（２）イのとおりほぼ横ばいに推移している。

表３（２）イ－１　浮遊粒子状物質に係る環境基準適合状況　（令和元年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	mg/m³	mg/m³	日	%	時間	%	mg/m³	有：×　無：○
市　役　所	商	337	8,321	0.013	0.091	0	0.0	0	0.0	0.031	○
中関小学校	住	350	8,510	0.016	0.167	0	0.0	0	0.0	0.037	○

表３（２）イ－２　浮遊粒子状物質濃度の月別測定結果（月平均値）

（単位：mg/ m³）

測定局名	平成31年	令和元年								令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市　役　所	0.013	0.014	0.015	0.020	0.021	0.014	0.009	0.011	0.010	0.009	0.013	0.011
中関小学校	0.017	0.018	0.017	0.023	0.024	0.015	0.011	0.011	0.013	0.012	0.014	0.014

グラフ３（２）イ　浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化

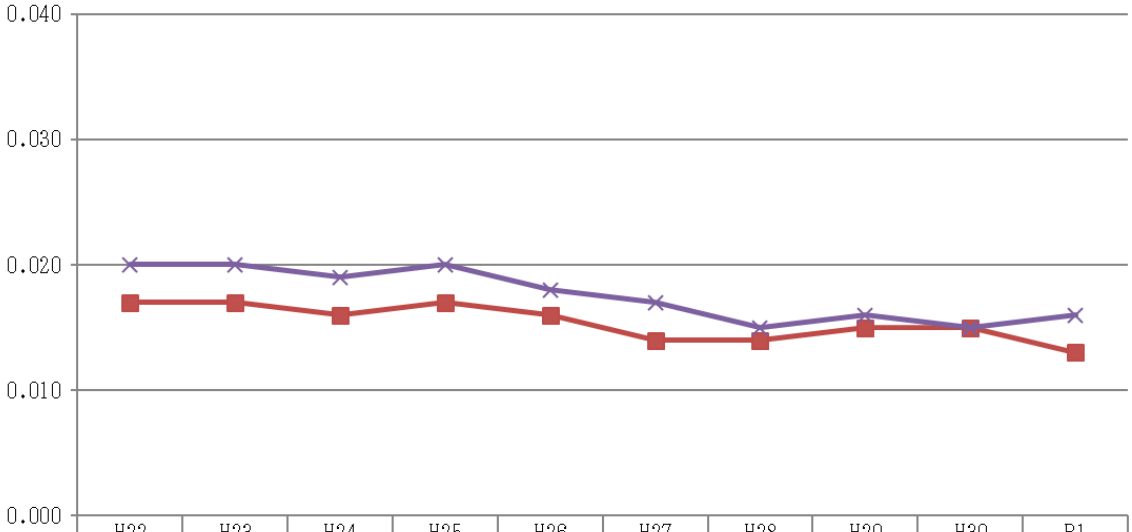

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市　役　所	0.017	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014	0.014	0.015	0.015	0.013
中関小学校	0.020	0.020	0.019	0.020	0.018	0.017	0.015	0.016	0.015	0.016

ウ　微小粒子状物質［PM2.5］

微小粒子状物質は、粒径 2.5μm 以下の粒子状物質で、呼吸器系の奥深くまで入りやすいこと等から、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。平成 21 年 9 月に環境基準が設定されたことを受け、県により平成 23 年度から質量濃度の常時監視等を開始している。

防府市における測定局での測定結果については、表３（２）ウ-１のとおりであり、平成 23 年の測定開始から初めて環境基準を達成した。

表３（２）ウ-１　微小粒子状物質に係る環境基準適合状況　（令和元年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98％値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合	
		日	μg/m³	μg/m³	日	％
市　役　所	商	366	9.7	22.5	0	0.0

表３（２）ウ-２　微小粒子状物質濃度の月別測定結果（月平均値）　（単位：μg/m³）

測定局名	平成31年	令和元年								令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市　役　所	11.2	13.9	12.7	12.7	11.7	8.9	7.9	6.8	6.8	6.7	9.1	8.4

エ　光化学オキシダント［O_x］

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物といった一次汚染物質が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成する物質である。

環境基準とする評価方法については、生成過程の特徴から、日差しが強くなる春から夏にかけての日中に濃度が高くなるため、太陽の出ている昼間（5 時～20 時）の時間帯の測定値（1 時間値）を対象とする短期的評価のみである。

防府市における測定局での測定結果については、表３（２）エ-１のとおりであり、環境基準を達成できていない。なお、年平均値の経年変化についてはグラフ３（２）エのとおりゆるやかに減少している。

表３（２）エ-１　光化学オキシダントに係る環境基準適合状況　（令和元年度）

測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
市　役　所	商	366	5,435	0.035	0.132	0.049	68	365	2	5

表３（２）エ-２　光化学オキシダント濃度の月別測定結果（昼間の１時間値の月平均値）

（単位：ppm）

測定局名	平成31年	令和元年								令和2年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市　役　所	0.048	0.054	0.039	0.027	0.026	0.028	0.033	0.031	0.027	0.029	0.035	0.037

グラフ３（２）エ　光化学オキシダント濃度年平均値の経年変化
（昼間の１時間値の年平均値）

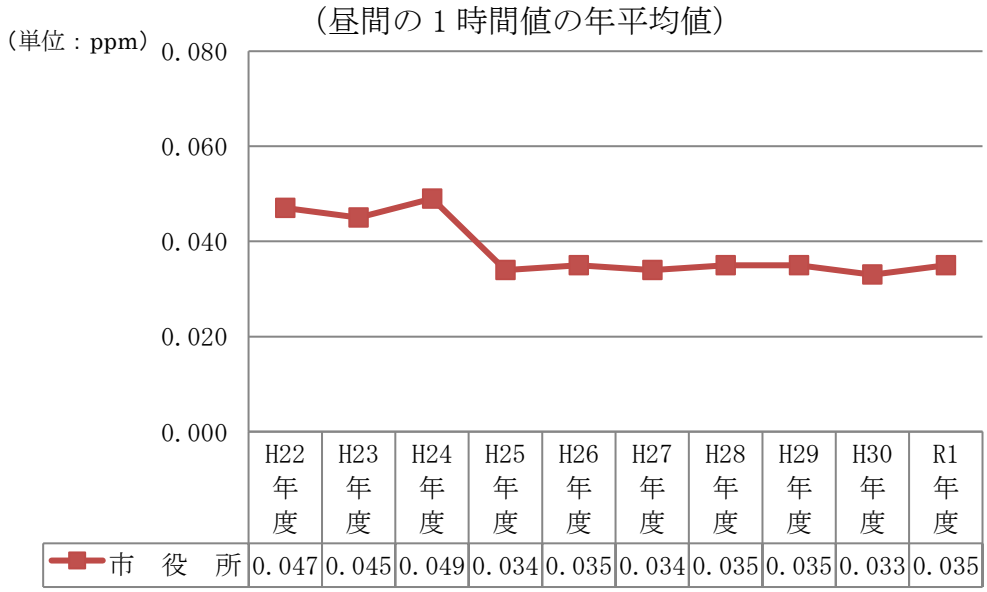

オ　二酸化窒素［NO_2］（窒素酸化物［$NO+NO_2$］）

二酸化窒素は、物の燃焼により発生した窒素酸化物が大気中で酸化されて生成するもので、ほとんどが工場・事業場等の固定発生源及び自動車等の移動発生源から排出される。

防府市における測定局での測定結果については、表３（２）オ-１のとおりであり、両測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化はグラフ３（２）オのとおり、ほぼ横ばいで推移している。

表３（２）オ-１　二酸化窒素に係る環境基準適合状況　（令和元年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
市　役　所	商	365	8,688	0.007	0.054	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
中関小学校	住	362	8,641	0.006	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0

表３（２）オ-２　窒素酸化物（$NO+NO_2$）の測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値の比 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
市　役　所	商	365	8,688	0.010	0.081	0.022	75.3
中関小学校	住	362	8,641	0.008	0.070	0.018	85.9

表３（２）オ-３　窒素酸化物（NO，NO_2，$NO+NO_2$）濃度の月別測定結果　（単位：ppm）

測定局名	項目	平成31年	令和元年								令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市　役　所	NO	0.002	0.002	0.003	0.005	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	NO_2	0.008	0.009	0.008	0.009	0.007	0.007	0.005	0.007	0.007	0.007	0.008	0.009
	$NO+NO_2$	0.009	0.011	0.011	0.014	0.011	0.010	0.007	0.008	0.009	0.008	0.010	0.010
中関小学校	NO	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	NO_2	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.008	0.008	0.007
	$NO+NO_2$	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007	0.006	0.005	0.007	0.009	0.009	0.009	0.008

グラフ３（２）オ　窒素酸化物（NO，NO_2，NO＋NO_2）濃度年平均値の経年変化

（単位：ppm）

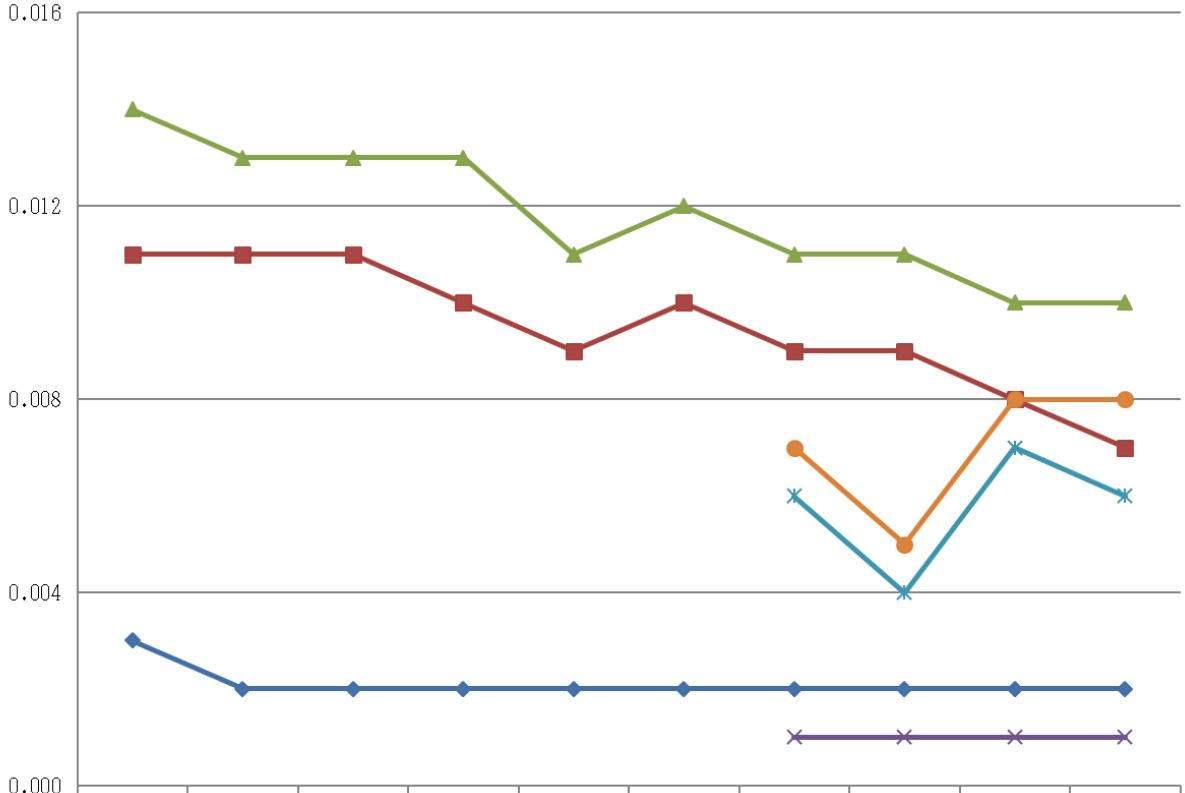

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
市　役　所 NO	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
市　役　所 NO2	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007
市　役　所 NO+NO2	0.014	0.013	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
中関小学校 NO							0.001	0.001	0.001	0.001
中関小学校 NO2							0.006	0.004	0.007	0.006
中関小学校 NO+NO2							0.007	0.005	0.008	0.008

※中関小学校は、平成 28 年度から観測局になっている。

4 大気汚染防止法に基づく施設の設置状況等

（1）大気汚染防止法に基づく施設の設置状況

防府市内に設置された大気汚染防止法に基づく規制の対象となる施設は、ばい煙発生施設が 238 施設、一般粉じん発生施設が 60 施設、揮発性有機化合物排出施設が 11 施設であり、特定粉じん発生施設についてはない。

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分			施設数
ばい煙発生施設	1	ボイラー	178
	2	ガス発生炉及び加熱炉	2
	5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	3
	6	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	8
	9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	22
	11	乾燥炉	11
	13	廃棄物焼却炉	5
	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
	30	ディーゼル機関	7
	31	ガス機関	1
	総数		238
粉じん発生施設	2	鉱物又は土石の堆積場	28
	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	26
	4	破砕機及び摩砕機	3
	5	ふるい	3
	総数		60
揮発性有機化合物排出施設	1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
	2	吹付塗装施設	10
	総数		11

（２）燃料使用量等の経年変化

防府市における総燃料使用量、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出量は、10 年間で下表のとおり変化している。

年度	総燃料使用量【重油換算×1,000kL】	硫黄酸化物排出量【 t（SO_2換算）】	窒素酸化物排出量【 t（NO_2換算）】	ばいじん排出量【t】
H22年度	183.7	778.1	1239.8	67.3
H23年度	193.6	715.8	1238.4	62.9
H24年度	174.0	619.6	1159.1	71.5
H25年度	219.4	555.3	1375.5	54.9
H26年度	242.5	609.9	1372.9	49.7
H27年度	352.6	725.2	1849.5	37.2
H28年度	343.0	636.7	1806.4	40.2
H29年度	340.8	642.0	1804.1	36.5
H30年度	350.0	619.3	1693.1	36.4
R1年度	408.7	1370.8	1890.4	42.8

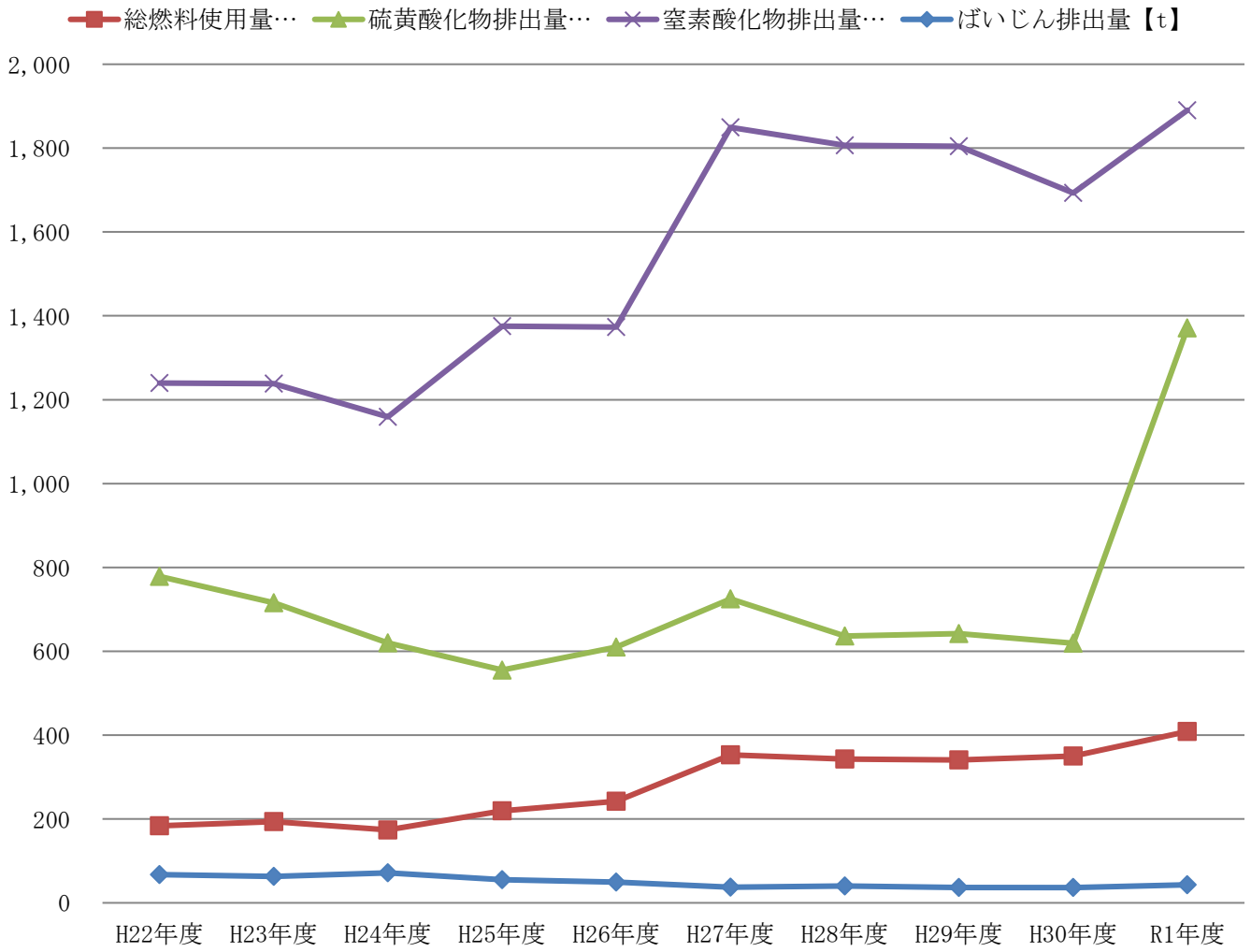

5 環境保全協定における細目協定締結事業所の煙道排ガス等調査結果

防府市と環境保全協定を締結し、かつ、一定規模以上のばい煙発生施設を設置していること等から大気汚染対策に関する細目協定を締結している３事業所について、目標数値を定めており、煙道排ガス調査を実施している。調査結果については、以下のとおりである。

（令和２年度）

工場名	調査日	施設名	排出ガス量（湿りガス）	硫黄酸化物排出量	（協定値）	ばいじん濃度	（協定値）	窒素酸化物濃度	（協定値）	タール状物質濃度	（協定値）
			m^3N/時	m^3N/時	m^3N/時	g/m^3N	g/m^3N	ppm	ppm	mg/m^3N	mg/m^3N
東海カーボン㈱防府工場	11/17	焼成炉 F-R3＆F-R4	21,400	0.22	1.66以下	0.02未満	0.15以下	43	120以下	2未満	19以下
	11/17	焼成炉 F-R5	4,490	0.18	1.20以下	0.0040	0.15以下	79	175以下	2未満	3以下
	11/28	焼成炉 F-R6	4,220	0.18	1.20以下	0.0033	0.15以下	49	175以下	2未満	3以下
	11/25	焼成炉 F-R7	4,710	0.26	1.20以下	0.003未満	0.15以下	58	175以下	2未満	3以下
	1/25	焼成炉 F-R9	3,660	0.20	1.20以下	0.003未満	0.15以下	44	175以下	2未満	3以下
	11/28	黒鉛化炉G-A&G-B	19,500	0.023	0.58以下	0.062	0.15以下	－	－	－	－
マツダ㈱防府工場西浦地区	8/6	ボイラー	131,000	6.4	10.2以下	0.00019	0.05以下	140	200以下	－	－
防府エネルギーサービス㈱	2/16	1号ボイラー	132,000	2.3	12.3以下	0.001未満	0.05以下	140	200以下	－	－
	2/15	5号ボイラー	155,000	4.2	12.1以下	0.034	0.05以下	140	200以下	－	－
	2/15	6号ボイラー	86,600	1.0	10.4以下	0.0014	0.05以下	130	200以下	－	－
エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱防府バイオマス・石炭混焼発電所	3/3	ボイラー	362,000	46	69.3以下	0.0009未満	0.03以下	62	100以下	－	－

分析機関：（株）アサヒテクノリサーチ

第２章　水質汚濁

１ 概　要

水環境は、全ての生物にとって生命活動を維持するために極めて重要であり、過度な有機物や重金属の汚染度が高ければ、生命を失ってしまう可能性すらある。

水質汚濁の原因は、自然汚濁と人為汚濁に大別され、人為汚濁は汚濁源によって生活排水、工業排水、鉱山排水、農業・畜産排水等による汚濁に分けられる。具体的な現象又は汚濁物質の種類によって分類すると、有機汚濁、有害物質汚染、富栄養化現象、油汚染、冷・温排水汚染、酸性水等がある。明治以降の急激な産業の発展と人口の増加は、人間活動から排出される汚濁物の量を著しく増大させ、また多様な産業の隆盛は、自然の力では浄化することが困難なさまざまな難分解性の有害物質を生み出した。

三田尻湾・防府海域及び中関･大海海域には、生活排水に加え、沿岸に立地した発酵、自動車製品製造業等の工場・事業場の排水も流入している。特に三田尻湾は、外海との水流が悪い閉鎖性の水域のため、流入した汚水が停滞しやすく、戦後の高度経済成長期には水質汚濁が顕著化した。

しかし、全国的な公害対策として「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」が相次いで成立し、工場又は事業場等に対して厳しい規制がかけられたことにより、昭和 30 年代から深刻化していた三田尻湾の水質汚濁も、現在では環境基準をほぼ達成できるまでに回復している。

２ 環境基準等

水質汚濁に関する環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている。

○ 人の健康の保護に関する環境基準　　【 表２－１参照 】

○ 生活環境の保全に関する環境基準（防府市に係るもの）　　【 表２－２参照 】

（１）河川

（２）海域ア

（３）海域イ

なお、ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づいて定められている。　　【 表２－３参照 】

表２－１　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	対象水域
カドミウム	0.003 mg／L 以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01　mg／L 以下	
六価クロム	0.05　mg／L 以下	
砒素	0.01　mg／L 以下	
総水銀	0.0005 mg／L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
ＰＣＢ	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02　mg／L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg／L 以下	
1,2－ジクロロエタン	0.004 mg／L 以下	
1,1－ジクロロエチレン	0.1　mg／L 以下	
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04　mg／L 以下	
1,1,1－トリクロロエタン	1　mg／L 以下	
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 mg／L 以下	
トリクロロエチレン	0.01　mg／L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01　mg／L 以下	
1,3－ジクロロプロペン	0.002 mg／L 以下	
チウラム	0.006 mg／L 以下	
シマジン	0.003 mg／L 以下	
チオベンカルブ	0.02　mg／L 以下	
ベンゼン	0.01　mg／L 以下	
セレン	0.01　mg／L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg／L 以下	
ふっ素	0.8　mg／L 以下	
ほう素	1　mg／L 以下	
1,4－ジオキサン	0.05　mg／L 以下	

※備考１：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※備考２：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

表２-２　生活環境の保全に関する環境基準（防府市に係るもの）

（１）河川　【位置については図２（１）・（２）を参照】

項　目		A類型	B類型
利用目的の適応性		水道２級 水産１級 水　　浴	水道３級 水産２級
基準値	水素イオン濃度（pH）	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素要求量（BOD）	2　mg／L 以下	3　mg／L 以下
	浮遊物質量（SS）	25　mg／L 以下	25　mg／L 以下
	溶存酸素量（DO）	7.5　mg／L 以上	5　mg／L 以上
	大腸菌群数	1,000MPN／100mL 以下	5,000MPN／100mL 以下

※備考１：基準値は日間平均値とする。

※備考２：「MPN/100mL」は、試験水 100mL を平板培地法により培養皿で培養した場合の、大腸菌群のコロニー(集落)数を表す単位。

［利用目的の適応性について］

水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道３級　：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの。

水産１級　：ﾔﾏﾒ、ｲﾜﾅ等貧腐水性水域の水産生物用。

水産２級　：ｻｹ科魚類及びｱﾕ等貧腐水性水域の水産生物用。

水産３級　：ｺｲ、ﾌﾅ等、β-中腐水性水域の水産生物用。

（２）海域ア　【位置については図２（１）・（２）を参照】

項　目		A類型	B類型	C類型
利用目的の適応性		水産１級 水　　浴 自然環境保全	水産２級 工業用水	環境保全
基準値	水素イオン濃度（pH）	7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下
	化学的酸素要求量（COD）	2 mg／L 以下	3 mg／L 以下	8 mg／L 以下
	溶存酸素量（DO）	7.5 mg／L 以上	5 mg／L 以上	2 mg／L 以上
	大腸菌群数	1,000MPN/100mL 以下	―	―
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	検出されないこと	検出されないこと	―

※備考：基準値は日間平均値とする。

［利用目的の適応性について］

自然環境保全　：自然探勝等の環境保全。

水産１級　：ﾏﾀﾞｲ、ﾌﾞﾘ、ﾜｶﾒ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用。

水産２級　：ﾎﾞﾗ、ﾉﾘ等の水産生物用。

環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

図２（１）・（２）　河川、海域アの環境基準類型指定図及び環境基準点

環境基準点とは、環境基準の指定された水域について、基準値の維持達成状況を把握するための地点のことをいう。

なお、防府市に関する環境基準点ごとの測定結果については、「３　公共用水域における常時監視測定結果」にてまとめる。

○環境基準点ごとの類型指定及び達成期間

区分	河川		海域											
水域名称	佐波川水系		三田尻湾・防府					中関・大海						
環境基準点	NC2	NC1	HD1	HD10	HD11	HD2	HD4	WD2	WD3	WD4	WD5	WD7	WD1	WD6
類型	A	B	A			B	C	A					B	
指定年月日	S47.6.15		S56.4.3	S45.9.1				S47.6.15						
達成期間	直ちに達成		直ちに達成	5年以内で可及的速やかに達成				5年以内で可及的速やかに達成					直ちに達成	

（３）海域イ　【位置については図２（３）を参照】

項　目	Ⅱ類型	Ⅲ類型
利用目的の適応性	水産１種 水　　浴	水産２種
全　窒　素	0.3 mg／L 以下	0.6 mg／L 以下
全　　燐	0.03mg／L 以下	0.05 mg／L 以下

※備考：基準値は年間平均値とする。

［利用目的の適応性について］

自然環境保全　：自然探勝等の環境保全。
水産１種　　：底生魚介類を含む多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
水産２種　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
水産３種　　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

図２（３）　海域イの環境基準類型指定図及び環境基準点

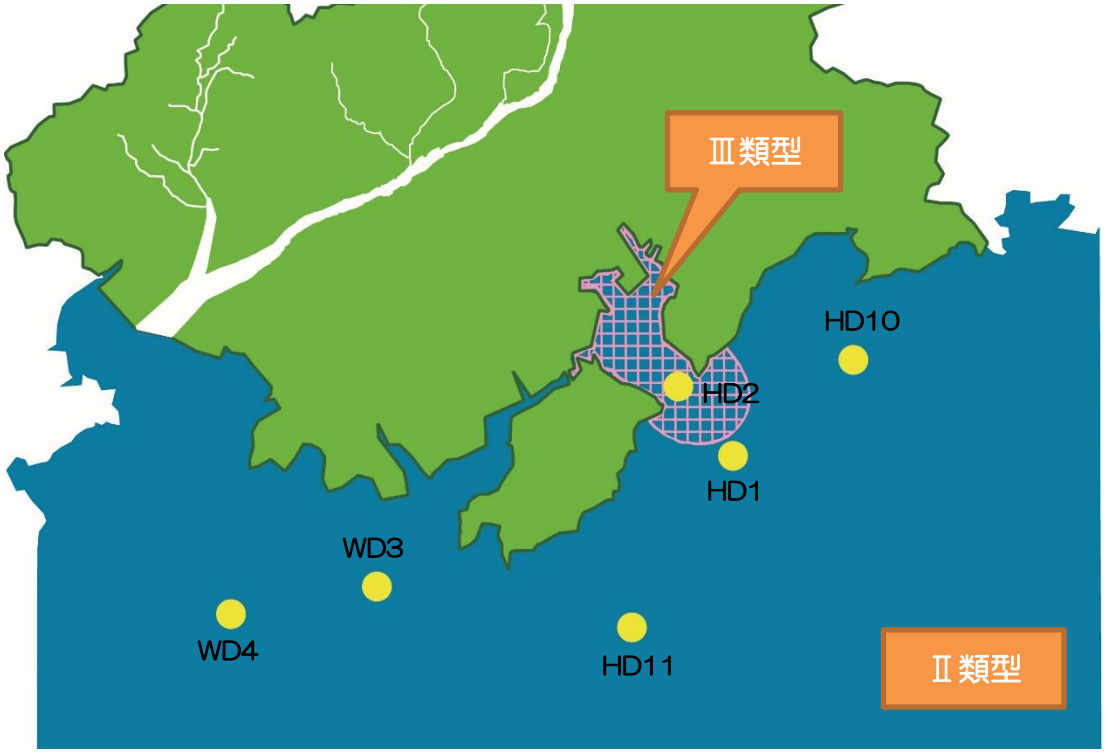

○環境基準点ごとの類型指定及び達成期間

区分	海域					
水域名称	三田尻湾・防府				中関・大海	
環境基準点名	HD1	HD10	HD11	HD2	WD3	WD4
類型	Ⅱ			Ⅲ	Ⅱ	
指定年月日	H9.10.31				H9.10.31	
達成期間	直ちに達成			段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 【全窒素：0.77mg/L】	直ちに達成	

表２-３　ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

物　　質	基　　準　　値
ダイオキシン類	１年間平均値が１pg－TEQ／L 以下であること

※備考１：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
※備考２：公共用水域及び地下水について適用する。

３　公共用水域における常時監視測定結果

山口県では、公共用水域における水質汚濁の環境を常時監視するために、「水質測定計画」に基づき水環境の水質調査を実施している。

（１）各環境基準点における BOD・COD 等の測定結果

BOD 又は COD は、有機物質による水質汚濁の指標であり、平成 30 年度の当水域における流入 COD 汚濁負荷量は、総計 2,255kg/日で、産業系が 46.2%（およそ 1,041kg/日）で、生活系が 41.2%（およそ 930kg/日）、畜産系その他が 12.6%（およそ 284 kg/日）を占めている。

環境基準点における測定結果は表３（１）-１のとおりである。また、環境基準の達成状況については、表３（１）-２のとおり三田尻湾・防府海域のＡ類型、中関・大海海域のＡ類型を除いて環境基準を達成している。なお、年平均値の経年変化はグラフ３（１）のとおり、すべての水域についてほぼ横ばいで推移している。

グラフ３（１）　BOD 若しくは COD の経年変化

佐波川水系におけるBODの経年変化（単位：mg/L）

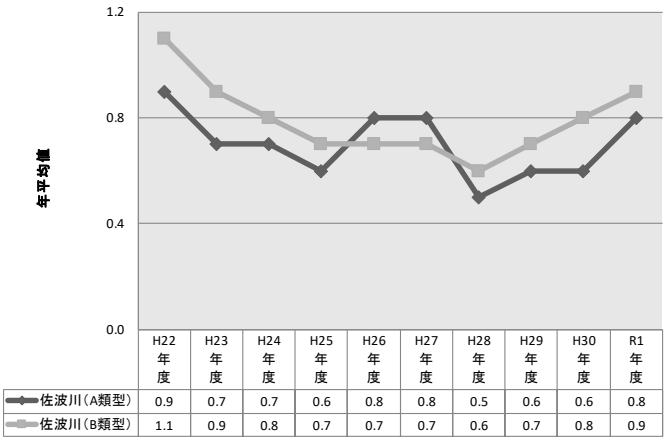

三田尻湾・防府海域におけるCODの経年変化（単位：mg/L）

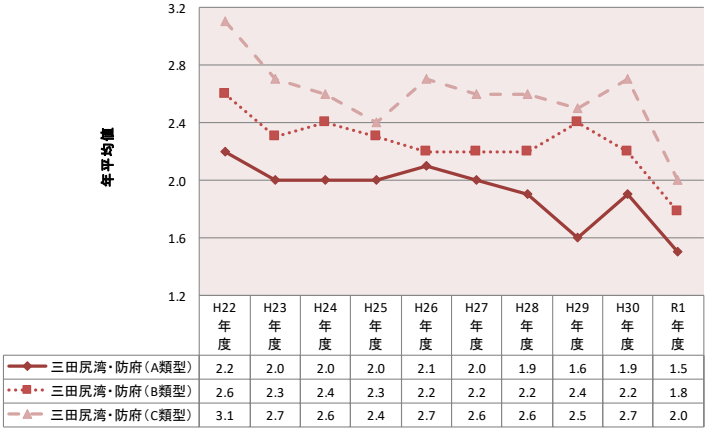

中関・大海海域におけるCODの経年変化（単位：mg/L）

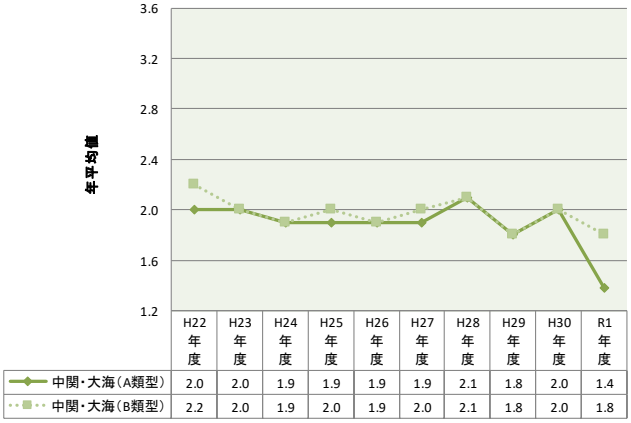

表３（１）−１　BOD・COD 等の測定結果　（令和元年度）

区分	水域名	環境基準点	採取水深	pH		DO			BOD若しくはCOD					SS若しくは油分等			大腸菌群数		
											日間平均値								
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	最小～最大	x/y	平均値 中央値 75%値	最小～最大	m/n	平均（SSのみ）	最小～最大	m/n	平均
						mg/L		mg/L	mg/L		mg/L		mg/L	mg/L		mg/L	MPN/100mL		MPN/100mL
河川	佐波川水系	NC2	-	6.9 ～ 8.1	0/48	8.1 ～ 13	0/48	10	<0.5 ～ 1.6	0/48	<0.5 ～ 1.5	0/12	0.8 0.8 0.8	<1 ～ 9	0/48	3	7.9E+01 ～ 7.9E+04	26/48	7.0E+03
河川	佐波川水系	NC1	-	7.0 ～ 8.0	0/12	7.8 ～ 13	0/12	10	<0.5 ～ 1.5	0/12	<0.5 ～ 1.5	0/12	0.9 0.9 1.0	1 ～ 10	0/12	4	1.3E+02 ～ 7.9E+03	3/12	2.4E+03
海域	三田尻湾・防府	HD1	全層	8.1 ～ 8.2	0/24	7.3 ～ 10	3/24	8.7	1.3 ～ 2.3	3/24	1.3 ～ 2.2	1/12	1.6 1.5 1.7	—	—	—	<2.0E+00 ～ 7.8E+00	0/24	1.3E+00
海域	三田尻湾・防府	HD10	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.7 ～ 9.9	0/12	8.8	1.2 ～ 2.5	3/12	1.2 ～ 2.5	3/12	1.6 1.5 1.6	—	—	—	<2.0E+00 ～ 2.3E+01	0/12	2.4E+00
海域	三田尻湾・防府	HD11	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3 ～ 9.5	1/12	8.4	1.0 ～ 2.0	0/12	1.0 ～ 2.0	0/12	1.4 1.4 1.5	—	—	—	<2.0E+00 ～ 4.5E+00	0/12	8.8E-01
海域	三田尻湾・防府	HD2	全層	8.1 ～ 8.3	0/24	7.8 ～ 10	0/24	8.9	1.3 ～ 3.0	0/24	1.5 ～ 2.9	0/12	1.8 1.6 1.9	<0.5 ～ < 0.5	0/2	—	—	—	—
海域	三田尻湾・防府	HD4	全層	8.0 ～ 8.3	0/24	6.5 ～ 10	0/24	8.8	1.4 ～ 3.3	0/24	1.5 ～ 3.3	0/12	2.0 1.8 1.9	—	—	—	—	—	—
海域	中関・大海	WD2	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3 ～ 9.9	1/12	8.5	0.9 ～ 2.2	1/12	0.9 ～ 2.2	1/12	1.4 1.5 1.6	<0.5 ～ < 0.5	0/2	—	<2.0E+00 ～ 4.5E+00	0/12	7.1E-01
海域	中関・大海	WD3	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3 ～ 11	1/12	8.7	0.9 ～ 2.1	1/12	0.9 ～ 2.1	1/12	1.4 1.4 1.5	—	—	—	<2.0E+00 ～ 7.8E+00	0/12	9.8E-01
海域	中関・大海	WD4	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3 ～ 9.8	3/12	8.5	1.1 ～ 2.1	2/12	1.1 ～ 2.1	2/12	1.5 1.4 1.8	—	—	—	<2.0E+00 ～ 2.3E+01	0/12	3.2E+00
海域	中関・大海	WD5	上層	8.1 ～ 8.2	0/12	7.3 ～ 10	1/12	8.8	1.0 ～ 2.1	1/12	1.0 ～ 2.1	1/12	1.6 1.5 1.7	—	—	—	<2.0E+00 ～ 2.3E+01	0/12	3.3E+00
海域	中関・大海	WD7	上層	8.0 ～ 8.2	0/12	7.0 ～ 10	2/12	8.6	1.3 ～ 2.5	4/12	1.3 ～ 2.5	4/12	1.8 1.8 2.1	<0.5 ～ < 0.5	0/2	—	<2.0E+00 ～ 1.3E+02	0/12	1.6E+01
海域	中関・大海	WD1	上層	8.1 ～ 8.2	0/6	7.5 ～ 9.4	0/6	8.5	0.9 ～ 1.7	0/6	0.9 ～ 1.7	0/6	1.4 1.5 1.7	<0.5 ～ < 0.5	0/2	—	—	—	—
海域	中関・大海	WD6	上層	8.1 ～ 8.1	0/6	7.3 ～ 10	0/6	8.6	1.2 ～ 2.7	0/6	1.2 ～ 2.7	0/6	1.8 1.8 2.0	<0.5 ～ < 0.5	0/2	—	—	—	—

m：環境基準値を超える検体数　n：総検体数　　x：環境基準に適合しない日数　y：総測定日数

表３（１）−２　BOD 若しくは COD の環境基準適合状況

区分	水域名	類型	評価基準点数	達成状況									
				H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
河川	佐波川水系(1)	B	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
河川	佐波川水系(2)	A	2*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海域	三田尻湾・防府海域(1)	A	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
海域	三田尻湾・防府海域(2)	C	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海域	三田尻湾・防府海域(3)	B	1	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
海域	中関・大海海域(1)	A	5	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
海域	中関・大海海域(2)	B	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海域	中関・大海海域(3)	B	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

＊　周南市を流れる佐波川上流に設定された環境基準点結果も含めて評価する。

（２）各環境基準点における全窒素・全燐の測定結果

全窒素・全燐は、閉鎖性水域において富栄養化の指標となる。

環境基準点における測定結果は、表３（２）−１のとおりである。

また、環境基準の達成状況については、表３（２）−２のとおり環境基準をすべて達成し、年平均値の推移はグラフ３（２）−１及びグラフ３（２）−２のとおり、すべての環境基準点についてほぼ横ばいで推移している。

グラフ３（２）−１　全窒素の経年変化

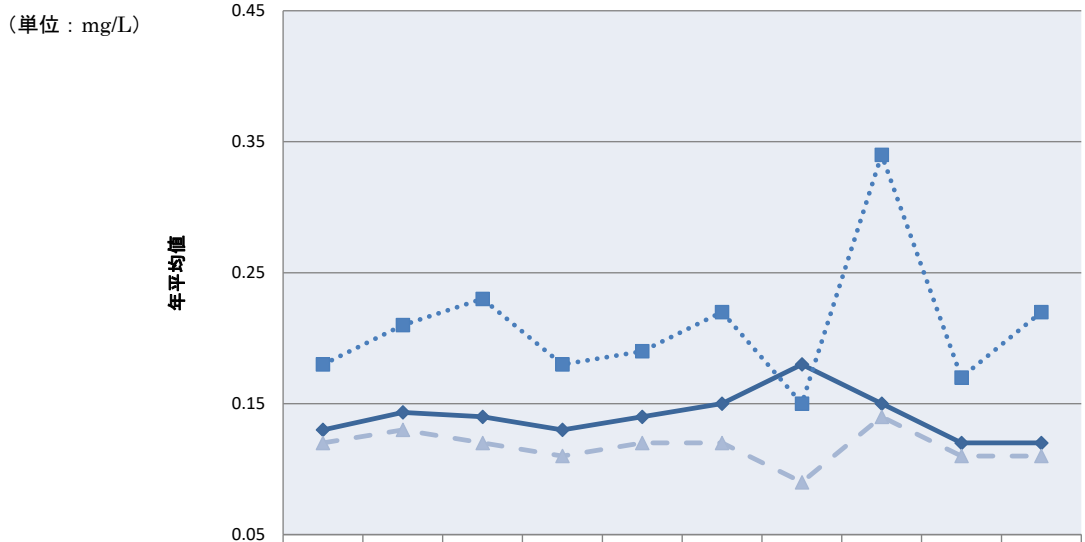

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
三田尻湾・防府（Ⅱ類型）	0.13	0.14	0.14	0.13	0.14	0.15	0.18	0.15	0.12	0.12
三田尻湾・防府（Ⅲ類型）	0.18	0.21	0.23	0.18	0.19	0.22	0.15	0.34	0.17	0.22
中関・大海（Ⅱ類型）	0.12	0.13	0.12	0.11	0.12	0.12	0.09	0.14	0.11	0.11

グラフ３（２）−２　全燐の経年変化

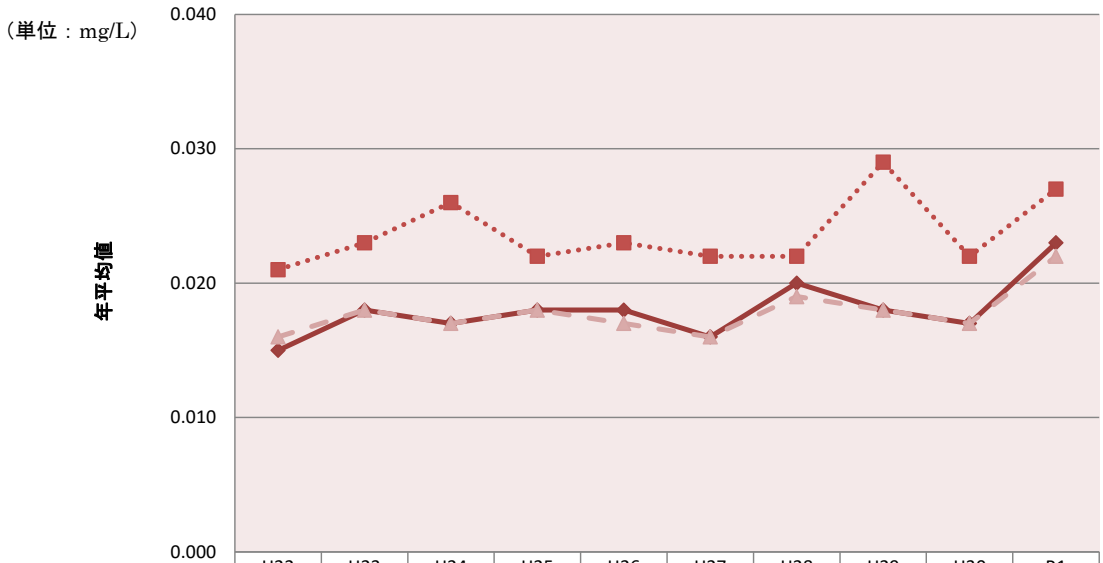

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
三田尻湾・防府（Ⅱ類型）	0.015	0.018	0.017	0.018	0.018	0.016	0.020	0.018	0.017	0.023
三田尻湾・防府（Ⅲ類型）	0.021	0.023	0.026	0.022	0.023	0.022	0.022	0.029	0.022	0.027
中関・大海（Ⅱ類型）	0.016	0.018	0.017	0.018	0.017	0.016	0.019	0.018	0.017	0.022

表３（２）－１　全窒素・全燐の測定結果　（令和元年度）

区分	水域名	環境基準点	採取水深	全窒素 最小～最大 mg/L	全窒素 m/n	全窒素 平均 mg/L	全燐 最小～最大 mg/L	全燐 m/n	全燐 平均 mg/L
河川	佐波川水系	NC2	—	0.34 ～ 0.55	－/12	0.43	0.012～ 0.031	－/12	0.020
		NC1	—	0.33 ～0.51	－/12	0.41	0.021～ 0.048	－/12	0.029
海域	三田尻湾・防府	HD1	上層	0.05 ～ 0.36	1/6	0.16	0.015 ～ 0.038	1/6	0.027
		HD10	上層	＜0.05～ 0.15	0/6	0.11	0.012 ～ 0.032	1/6	0.021
		HD11	上層	＜0.05 ～ 0.12	0/6	0.09	0.006 ～ 0.029	0/6	0.020
		HD2	上層	＜0.05 ～ 0.53	0/6	0.22	0.020 ～ 0.030	0/6	0.027
		HD4	上層	0.13 ～0.38	0/6	0.27	0.020～ 0.057	1/6	0.035
	中関・大海	WD2	上層	＜0.05～ 0.14	0/4	0.09	0.009 ～ 0.027	0/4	0.019
		WD3	上層	＜0.05 ～ 0.14	0/6	0.10	0.008 ～ 0.029	0/6	0.020
		WD4	上層	＜0.05 ～ 0.15	0/6	0.11	0.009 ～ 0.031	1/6	0.023
		WD5	上層	＜0.05 ～ 0.22	0/4	0.14	0.014 ～ 0.035	1/4	0.026
		WD7	上層	＜0.05 ～ 0.24	0/4	0.14	0.022 ～ 0.034	1/4	0.027
		WD1	上層	＜0.05 ～ 0.14	0/4	0.10	0.013～ 0.026	0/4	0.020
		WD6	上層	＜0.05 ～ 0.17	0/4	0.11	0.014 ～ 0.030	0/4	0.023

※　網掛けでない箇所の測定結果は参考値。　　m：環境基準値を超える検体数　n：総検体数

表３（２）－２　全窒素・全燐の環境基準適合状況

区分	水域名	類型	評価基準点数	達成状況 H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
海域	三田尻湾･防府海域(1)	Ⅱ	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三田尻湾･防府海域(2)	Ⅲ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中関･大海海域	Ⅱ	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4 佐野堰上流域の佐波川に流入する河川の水質調査

（１）調査河川の位置図

防府市では、「防府市佐波川清流保全条例」第 17 条に基づき、佐野堰よりも上流域にある佐波川の支流、12 河川（以下、佐波川水系 12 河川）について、年に 2 回水質調査を実施している。

調査対象とする佐波川水系 12 河川の位置図は図４（１）のとおりである。

（２）佐波川水系 12 河川の水質調査結果

表４(２)-１　水質調査結果

調査年月日　上段：令和 2 年 2 月 17 日
下段：令和 2 年 7 月 20 日

河川名		流量	pH	BOD	COD	DO	SS	大腸菌群数	全窒素	全燐	陰イオン界面活性剤
		m^3／s		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL	mg/L	mg/L	mg/L
①	須川	＜0.01	7.6	0.6	1.3	11	1	7,900	1.1	0.032	0.02
		0.390	7.0	0.6	2.5	8.1	9	54,000	0.94	0.041	＜0.05
②	剣川	0.046	7.5	1.1	2.2	12	4	7,900	1.3	0.13	0.03
		0.405	7.1	0.8	2.8	8.3	9	54,000	0.65	0.040	＜0.05
③	清水川	＜0.01	7.5	2.0	2.5	13	4	3,300	1.5	0.13	0.05
		0.603	7.2	0.8	2.5	8.8	6	130,000	0.73	0.054	＜0.05
④	三谷川	0.040	7.5	0.7	1.2	12	2	3,300	0.49	0.013	0.01
		0.136	7.3	＜0.5	1.4	8.9	1	24,000	0.37	0.003	＜0.05
⑤	十七谷川	0.27	6.7	1.3	2.4	11	9	13,000	1.1	0.061	0.02
		0.660	6.5	0.8	2.4	8.8	4	13,000	0.70	0.040	＜0.05
⑥	奈美川	0.036	7.1	0.7	1.5	12	＜1	2,400	0.35	0.009	0.03
		0.280	7.2	0.7	2.2	8.8	2	54,000	0.13	0.010	＜0.05
⑦	大井谷川	0.12	7.0	＜0.5	1.3	12	＜1	7,000	0.21	0.007	0.01
		0.196	7.0	＜0.5	2.0	9.3	2	2,300	0.09	0.005	＜0.05
⑧	中山谷川	0.40	7.5	0.9	2.0	13	3	4,900	0.65	0.032	0.01
		0.469	7.4	0.7	2.4	9.6	4	7,900	0.31	0.028	＜0.05
⑨	久兼川	0.19	7.4	＜0.5	1.6	12	2	4,900	0.64	0.020	0.01
		1.04	7.4	＜0.5	2.4	9.6	8	13,000	0.34	0.035	＜0.05
⑩	坂本川	0.047	7.4	0.6	1.4	12	＜1	7,900	0.45	0.032	0.02
		0.070	7.4	＜0.5	2.8	9.3	7	4,900	0.25	0.031	＜0.05
⑪	真尾川	0.056	7.4	＜0.5	1.3	12	＜1	490	0.57	0.021	0.01
		0.516	7.4	＜0.5	3.1	9.1	14	7,900	0.40	0.031	＜0.05
⑫	普明寺川	0.078	7.4	1.2	1.8	12	1	49,000	0.89	0.063	0.03
		0.444	7.3	0.8	3.0	9.6	11	24,000	0.38	0.047	＜0.05

※備考：採水場所は、各河川が佐波川に流入する前、剣川と須川については両河川の合流前。
分析機関：(株) ＨＥＲ

図４（１）　佐波川水系 12 河川の位置図

表４（２）-２　BOD の年平均値の経年変化

河川名		年平均値【単位：mg/L】									
		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
①	須川	1.1	0.6	1.2	0.8	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	0.6
②	剣川	4.6	1.1	1.2	1.8	1.7	0.7	0.9	1.6	1.6	1.0
③	清水川	1.4	0.9	0.9	1.3	1.4	0.9	0.8	1.4	1.6	1.4
④	三谷川	0.7	＜0.5	0.6	0.6	0.6	1.2	0.7	0.6	0.7	0.6
⑤	十七谷川	1.2	0.7	0.8	1.0	0.8	0.7	0.7	1.2	0.9	1.1
⑥	奈美川	1.4	＜0.5	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7	0.9	0.7	0.7
⑦	大井谷川	1.2	＜0.5	0.8	0.9	0.7	0.7	0.6	0.9	0.7	＜0.5
⑧	中山谷川	1.3	0.7	0.8	1.0	0.9	0.6	0.9	1.3	0.9	0.8
⑨	久兼川	1.1	＜0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6	＜0.5
⑩	坂本川	4.3	＜0.5	1.2	0.9	1.0	0.5	0.8	1.1	0.7	0.6
⑪	真尾川	1.2	0.6	0.6	0.7	0.7	＜0.5	1.1	1.0	1.0	＜0.5
⑫	普明寺川	2.0	1.1	1.2	1.2	1.3	0.9	0.7	1.4	1.1	1.0

5 環境保全協定における細目協定締結事業所の排水調査結果

防府市と環境保全協定を締結し、かつ、一定規模以上の特定施設を設置していること等から、水質汚濁対策に関する細目協定を締結している８事業所について、目標数値を定めており、工場排水調査を実施している。調査結果については、以下のとおりである。

（令和２年度）

工場名	調査日	pH	COD mg/L	SS mg/L	全窒素 mg/L	全燐 mg/L
防府エネルギーサービス㈱	(協定値)	5.5～8.5	8	7	6	1.1
	4/28	7.4	2.0	2	0.7	0.11
	6/23	7.2	2.0	3	1.0	0.04
	8/4	7.4	2.1	4	1.1	0.12
	10/16	7.5	1.8	1	0.6	0.07
	12/11	7.5	2.0	2	0.8	0.09
	2/9	7.4	2.2	3	1.1	0.08
協和発酵バイオ㈱山口事業所防府	(協定値)	5.5～8.5	70	70	100	2.5
	4/28	7.1	3.4	4	3.9	0.16
	6/23	6.9	2.8	1	6.9	0.35
	8/4	7.2	2.5	2	1.5	0.33
	10/16	7.2	3.1	1	7.0	0.27
	12/11	7.3	3.2	2	4.2	0.07
	2/9	7.4	6.3	6	4.9	0.18
㈱ベルポリエステルプロダクツ	(協定値)	5.5～8.5	40	10	17	1.5
	4/28	7.1	7.1	4	0.4	0.02
	6/23	6.7	7.9	6	0.4	0.02
	8/4	7.1	3.5	3	0.5	0.04
	10/16	7.6	1.5	4	0.5	0.04
	12/11	7.3	5.0	2	0.7	0.02
	2/9	7.2	6.2	4	0.8	0.02
㈱ＦＩＬＷＥＬ	(協定値)	5.5～8.5	30	33	25	1.5
	4/28	7.1	2.6	3	4.3	0.05
	6/23	6.8	5.5	6	6.2	0.04
	8/4	7.0	5.6	4	8.8	0.07
	10/16	7.3	3.3	3	5.4	0.04
	12/11	7.1	5.5	3	8.4	0.04
	2/9	7.1	6.9	4	2.9	0.16

工場名	調査日	pH	COD mg/L	SS mg/L	全窒素 mg/L	全燐 mg/L
東海カーボン㈱防府工場	(協定値)	5.5～8.5	10	20	4	1.0
	4/28	7.4	2.4	3	0.9	0.05
	6/23	7.4	3.2	4	0.4	0.03
	8/4	7.4	2.0	＜1	0.7	0.05
	10/16	7.4	1.2	＜1	0.5	0.02
	12/11	7.6	1.5	＜1	0.5	0.03
	2/9	7.4	2.2	2	0.6	0.02
エア・ウォーター・ベルパール㈱防府工場	(協定値)	5.5～8.5	45	25	93	4.5
	4/28	7.2	3.3	2	3.5	0.03
	6/23	7.3	2.6	1	23	0.28
	8/4	7.1	2.0	1	21	0.19
	10/16	7.4	1.5	＜1	16	0.21
	12/11	7.3	3.3	＜1	22	0.07
	2/9	7.2	4.7	2	17	0.09
マツダ㈱ 防府工場 西浦地区	(協定値)	5.5～8.5	22	30	15	5.0
	4/28	6.5	2.9	2	4.0	0.28
	6/23	7.0	6.1	3	1.7	1.0
	8/4	7.2	8.9	2	1.3	3.3
	10/16	7.3	7.8	＜1	1.6	3.5
	12/11	7.1	8.3	1	0.7	2.8
	2/9	6.9	13	5	2.0	1.4
マツダ㈱ 防府工場 中関地区	(協定値)	5.5～8.5	25	30	25	2.0
	4/28	7.8	3.1	2	7.0	0.22
	6/23	7.7	3.8	1	3.8	0.86
	8/4	7.5	4.8	2	3.9	1.6
	10/16	7.7	7.5	3	10	1.1
	12/11	7.7	4.0	1	4.2	1.2
	2/9	7.6	9.2	7	8.3	0.61

分析機関：学校法人香川学園宇部環境技術センター

第３章　騒音・振動

１ 概　要

騒音は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事による固定発生源、自動車・鉄道･航空機等の交通機関による移動発生源とする騒音だけでなく、商店の商業宣伝放送、飲食店の深夜営業、冷暖房機・楽器・音響機器・ペット等の家庭の日常生活から発生するいわゆる近隣騒音に至るまで多岐にわたる身近な心理的、感覚的な公害として問題となっている。

本市においては、交通機関の自動車走行台数の増加による自動車騒音、航空自衛隊機による航空機騒音、住宅と工場の混在による事業騒音とともに、家庭用機器やペットの鳴き声等による近隣騒音等、騒音苦情の対象となる発生源も多種多様である。

振動は、工場及び事業場における事業活動をはじめ、建設工事や道路交通などにより発生し、物が揺れて気になる、睡眠の妨げになる等、騒音と同様に心理的、感覚的な公害である他、壁にひびわれが生ずる等の物的被害を引き起こすこともある。

２ 関連法令、環境基準等

まず、『騒音』については、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されている。

また、昭和 43 年に「騒音規制法」が制定され、工場等における事業活動や建設工事から発生する騒音を規制することにより、騒音対策を実施している。

なお、『振動』については、環境基準の設定はなされていないが、昭和 51 年に「振動規制法」が制定され、工場等における事業活動や建設工事から発生する振動を規制することにより、振動対策を実施している。

（１）騒音に関する環境基準について

環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり定められている。

○ 騒音に係る環境基準

ア：道路に面する地域以外　【 表２（１）-ア参照 】

イ：道路に面する地域　【 表２（１）-イ-１参照 】

［特例］：幹線交通を担う道路に近接する空間　【 表２（１）-イ-２参照 】

○ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準　【 表２（１）-２参照 】

○ 航空機騒音に係る環境基準　【 表２（１）-３参照 】

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、昭和 58 年 12 月 24 日に防府飛行場周辺の約 590ha が第 1 種地域として指定告示され、住宅防音工事が進められてきたが、航空機の更新によって騒音レベルが低減されたことから、平成 26 年 5 月 1 日より地域指定が解除された。

図２（１）　騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ図

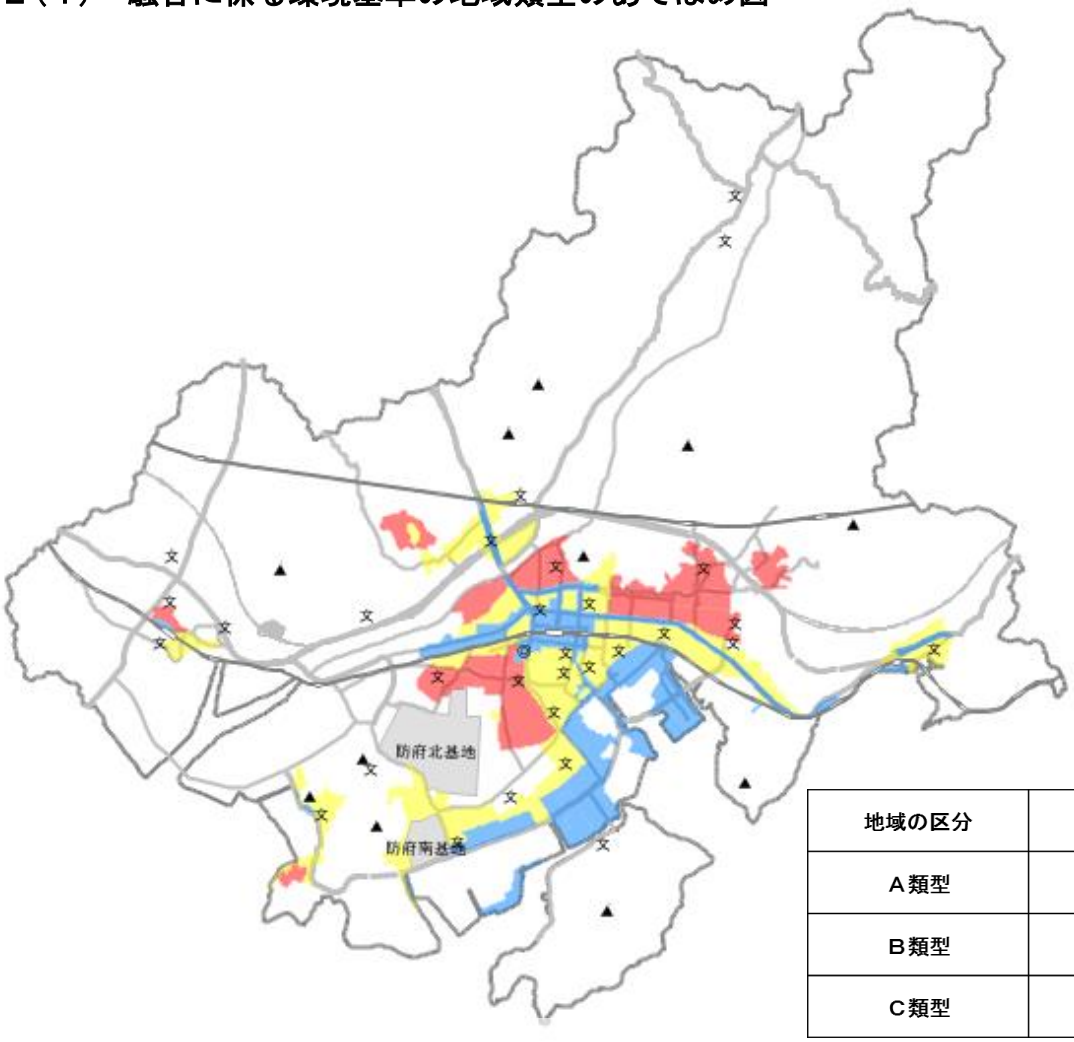

地域の区分	色　　別
Ａ類型	
Ｂ類型	
Ｃ類型	

※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。

騒音の環境基準の類型	都市計画の用途地域
Ａ類型	第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域，第２種中高層住居専用地域
Ｂ類型	第１種住居地域，第２種住居地域，準住居地域
Ｃ類型	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域

表２（１）-ア　道路に面する地域以外の地域の環境基準

地域の類型	基準値【単位：デシベル（dB）】	
	昼　　間 午前６時から午後 10 時まで	夜　　間 午後 10 時から翌日の午前６時まで
Ａ類型	55 以下	45 以下
Ｂ類型	55 以下	45 以下
Ｃ類型	60 以下	50 以下

表２（１）-イ-１　道路に面する地域の環境基準

地域の類型	基準値【単位：dB】	
	昼　　間 午前６時から午後10時まで	夜　　間 午後10時から翌日の午前６時まで
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

※備考１：道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。

※備考２：車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表２（１）-イ-２［特例］幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準

基準値【単位：dB】	
昼　　間	夜　　間
70以下	65以下

※備考１：幹線交通を担う道路とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は４車線以上の区間に限る）、若しくは、一般自動車道であって都市計画法施行規則第７条第１項第１号に定める自動車専用道路をいう。

※備考２：幹線交通を担う道路に近接する空間とは、２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路端から15mの範囲、若しくは、２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路端から20mの範囲をいう。

表２（１）-２　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	該　当　地　域	基準値 【単位：dB】
Ⅰ	新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ300m （延長100m以上の橋りょうに係る部分については400m）	70以下

※備考：地域類型のあてはめ図は山口県「快適環境づくりシステム」（HP）にて確認できる。

表２（１）-３　航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	該　当　地　域	基準値（Lden） 【単位：dB】
Ⅰ	専ら住居の用に供する地域	57以下
Ⅱ	Ⅰ以外の地域であって、 通常の生活を保全する必要がある地域	62以下

※備考１：地域類型のあてはめ図は山口県「快適環境づくりシステム」（HP）にて確認できる。

※備考２：Ldenとは、個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル（L_{AE}）に夕方5dB、深夜10dBを加え、１日の騒音エネルギーを加算した後、１日の時間平均をとって評価した指標である。

山口県「快適環境づくりシステム」のURL：http://eco-gis.pref.yamaguchi.lg.jp/

（２）騒音規制法について

騒音の規制については、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全する必要があると認める地域[図２（２）]を指定し、工場等の事業活動や建設工事など著しい騒音を発生するとされている特定施設や特定建設作業について、時間及び区域の区分ごとに規制基準[表２（２）-１，表２（２）-２]を設定している。

図２（２）　騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域図

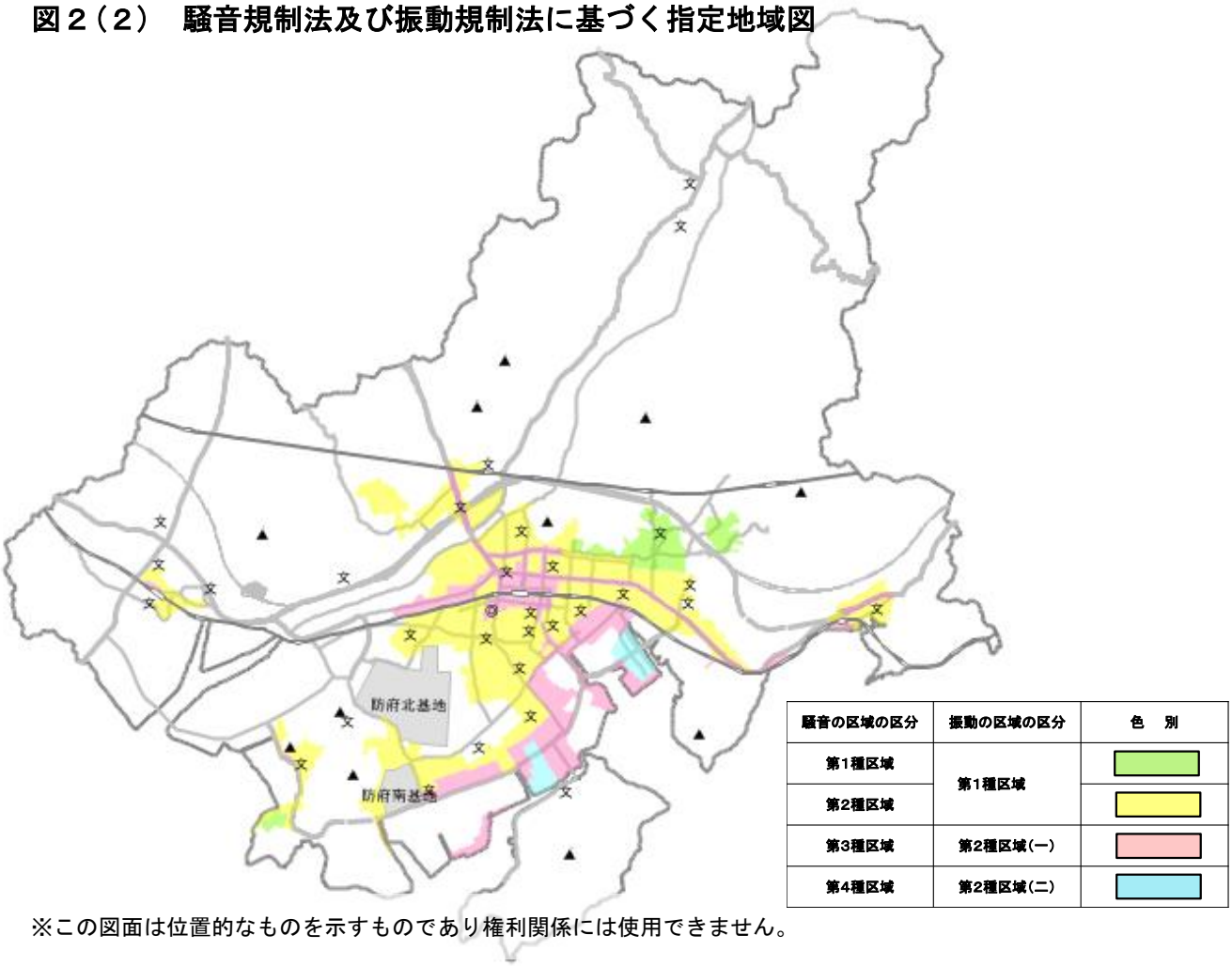

※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。

騒音規制法の区域の区分		振動規制法の区域の区分		都市計画の用途地域
特定工場等の規制基準	自動車騒音の要請限度			
第１種区域	a 区域	第１種区域		第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域
第２種区域				第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域
	b 区域			第１種住居地域，第２種住居地域 準住居地域
第３種区域	c 区域	第２種区域	(一)	近隣商業地域，商業地域，準工業地域
第４種区域			(二)	工業地域

表２（２）-１　騒音規制法第４条第１項に基づく特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）において発生する騒音の規制基準

時間の区分	規制基準値【単位：dB】			
	第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域
昼　　間 午前８時から午後６時まで	50 以下	60 以下	65 以下	70 以下
朝　・　夕 午前６時から午前８時まで 午後６時から午後９時まで	45 以下	50 以下	65 以下	70 以下
夜　　間 午後９時から翌日の午前６時まで	40 以下	45 以下	55 以下	65 以下

表２（２）-２　騒音規制法第 15 条第１項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域の区分	該　当　区　域	規制基準値【単位：dB】
第１号区域	・第１種区域，第２種区域，第３種区域 ・第４種区域のうち、学校，保育所，病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内	85 以下
第２号区域	第４種区域のうち、上記以外	

また、自動車の騒音について、指定地域内における要請できる限度[表２（２）-３，表２（２）-４]を設定しており、測定結果がこの限度を超え、かつ道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

表２（２）-３　騒音規制法第 17 条第１項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	限度値【単位：dB】	
	昼　　間 午前６時から 午後 10 時まで	夜　　間 午後 10 時から 翌日の午前６時まで
a 区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
ｂ区域のうち ２ 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

表２（２）-４［特例］幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準

限度値【単位：dB】	
昼　　間	夜　　間
75	70

（３）振動規制法について

振動の規制については、騒音と同様に、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を[図２（２）]のとおり指定し、工場等の事業活動や建設工事など著しい振動を発生するとされている特定施設や特定建設作業について時間及び区域の区分ごとに規制基準[表２（３）-１，表２（３）-２]を設定している。

表２（３）-１　振動規制法第４条第１項に基づく特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）において発生する振動の規制基準

時間の区分	規制値【単位：dB】		
	第１種区域	第２種区域（一）	第２種区域（二）
昼　　間 午前８時から午後７時まで	60 以下	65 以下	70 以下
夜　　間 午後７時から翌日の午前８時まで	55 以下	60 以下	65 以下

表２（３）-２　振動規制法第 15 条第１項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	該　当　区　域	規制値【単位：dB】
第１号区域	・第１種区域，第２種区域（一） ・第２種区域（二）のうち、学校，保育所，病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内	75 以下
第２号区域	第２種区域（二）のうち、上記以外	

また、道路交通の振動について、指定地域内における要請できる限度[表２（３）-３]を設定し、測定結果がこの限度を超え、かつ道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し振動防止のための措置をとるべきこと、又は都道府県公安委員会に対し通行規制等の措置をとるべきことを要請することができる。

表２（３）-３　振動規制法第 16 条第１項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分	限度値【単位：dB】	
	第１種区域	第２種区域
昼　　間 午前８時から午後７時まで	65 以下	70 以下
夜　　間 午後７時から翌日の午前８時まで	60 以下	65 以下

3 騒音の調査結果

（１）一般環境騒音調査結果

防府市では、令和２年 11 月から令和３年１月の間、一般地域（道路に面する地域以外の地域）の市内全域 17 地点で騒音の調査を実施した。

調査結果[表３（１）](P.48)は、夜間Ａ類型の１地点、Ｂ類型の３地点及びＣ類型の１地点について環境基準を超過したが、他９地点については達成している。

（２）自動車交通騒音実態調査結果

令和元年 11 月に実施された市内の主要幹線道路沿線における自動車交通騒音に係る環境基準の達成状況等の調査結果は、表３（２）のとおりである。

表３（２）　自動車交通騒音の点的・面的調査結果

測定地点	路線名	車線数	環境基準類型	点的評価		面的評価								
				等価騒音レベル		総評価戸数（戸）	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
				昼間	夜間									
	主道路			dB			戸数（戸）	比率（%）	戸数（戸）	比率（%）	戸数（戸）	比率（%）	戸数（戸）	比率（%）
中山	防府徳地線	2	－	66	57	49	49	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
台道	宇部防府線	2	－	67	60	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
奈美	山口徳山線	2	－	51	41	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
久兼	山口徳山線	2	－	54	46	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
戎町	防府停車場線	2	C	63	55	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
八王子	防府停車場線	2	C	67	64	148	148	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
植松	中ノ関港線	4	－	68	63	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大崎	大内右田線	2	B	64	56	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		－	－	－	－	445	445	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

（３）航空機騒音の測定結果

令和元年７月から 10 月に実施した航空自衛隊防府飛行場周辺における航空機騒音に係る環境基準の達成状況等の調査結果は、表３（３）のとおりであり、環境基準の類型指定地域内３地点で環境基準を達成している。

表３（３）　航空機騒音の測定結果

測定地点	環境基準の類型	年平均値 Lden	環境基準の達成状況	１日の最高値 Lden	騒音ピークレベル	（参考）WECPNL（年平均値）
		dB		dB	dB	dB
新田小学校	Ⅱ	42	○	49	80	54
公設青果物地方卸売市場	Ⅱ	45	○	51	79	57
華城小学校	Ⅰ	38	○	44	79	50

※参考：評価指標は、航空機騒音に係る環境基準の一部改正により、平成 25 年４月 WECPNL から Lden に変更されている。

表３（１）　一般環境騒音調査の地点別の環境基準の適合状況

No.	地点名	地区名	用途地域	環境基準類型	騒音規制法の区域の区分	測定開始年月日	測定終了年月日	環境基準達成状況		等価騒音ﾚﾍﾞﾙ（dB）		環境基準（dB）	
								昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	花木センター	牟礼	第2種低層住居専用地域	A	第1種	令和2年11月30日	令和2年12月1日	○	○	47	44	55	45
2	牟礼公民館	牟礼	第1種中高層住居専用地域	A	第2種	令和2年12月24日	令和2年12月25日	○	×	50	47	55	45
3	宮市福祉センター	佐波	第1種中高層住居専用地域	A	第2種	令和3年1月5日	令和3年1月6日	○	○	47	45	55	45
4	保健センター	華浦	第2種中高層住居専用地域	A	第2種	令和2年12月7日	令和2年12月8日	○	○	48	42	55	45
5	富海小学校	富海	第1種住居地域	B	第2種	令和2年12月24日	令和2年12月25日	○	×	51	49	55	45
6	右田公民館	右田	第1種住居地域	B	第2種	令和2年12月3日	令和2年12月4日	○	×	50	51	55	45
7	華城公民館	華城	第1種住居地域	B	第2種	令和3年1月5日	令和3年1月6日	○	×	54	46	55	45
8	中関公民館	中関	第1種住居地域	B	第2種	令和2年12月14日	令和2年12月15日	○	○	47	38	55	45
9	西浦公民館	西浦	第1種住居地域	B	第2種	令和2年12月14日	令和2年12月15日	○	○	49	40	55	45
10	勝間公民館	勝間	第2種住居地域	B	第2種	令和2年12月17日	令和2年12月18日	○	○	50	44	55	45
11	市役所庁舎	佐波	商業地域	C	第3種	令和2年12月8日	令和2年12月9日	○	○	55	50	60	50
12	文化福祉会館	松崎	商業地域	C	第3種	令和2年12月17日	令和2年12月18日	○	○	53	45	60	50
13	浄化センター	新田	準工業地域	C	第3種	令和2年12月21日	令和2年12月22日	○	×	56	54	60	50
14	古浜ポンプ場	新田	工業地域	C	第4種	令和2年12月21日	令和2年12月22日	○	○	50	47	60	50
15	自治会館跡駐車場	大道	調整区域	—	—	令和3年3月9日	令和3年3月10日	—	—	49	46	—	—
16	向島公民館	向島	調整区域	—	—	令和2年12月7日	令和2年12月8日	—	—	51	46	—	—
17	小野公民館	小野	都市計画区域以外の地域	—	—	令和3年1月12日	令和3年1月13日	—	—	42	40	—	—

4 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置状況等

（１）騒音規制法に基づく特定施設の設置及び特定建設作業届出件数

防府市内に設置された騒音規制法に基づく特定施設は、令和 2 年 3 月 31 日現在で、339 施設である。また、令和元年度の特定建設作業の届出件数は 22 件であった。

内訳は、それぞれ以下表４（１）-１及び表４（１）-２のとおりである。

表４（１）-１　騒音規制法に基づく特定施設の設置に関する届出状況

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

特定施設の種類		工場数	施設数
1	金属加工機械	16	39
2	空気圧縮機及び送風機	40	187
3	土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機	3	5
4	織機	—	—
5	建設用資材製造機械	3	3
6	穀物用製粉機	—	—
7	木材加工機械	1	2
8	抄紙機	—	—
9	印刷機械	6	29
10	合成樹脂用射出成形機	7	74
11	鋳型造型機	—	—
総数		76	339

表４（１）-２　騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数　（令和元年度）

特定建設作業の種類		届出件数
1	くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2
2	びょう打機を使用する作業	—
3	さく岩機を使用する作業	17
4	空気圧縮機を使用する作業	2
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	—
6	バックホウを使用する作業	1
7	トラクターショベルを使用する作業	—
8	ブルドーザーを使用する作業	—
総数		22

（２）振動規制法に基づく特定施設の設置及び特定建設作業届出件数

防府市内に設置された振動規制法に基づく特定施設は、令和 2 年 3 月 31 日現在で、244 施設である。また、令和元年度の特定建設作業の届出件数は 11 件であった。

内訳は、それぞれ以下表４（２）-１及び表４（２）-２のとおり。

表４（２）-１　振動規制法に基づく特定施設の設置に関する届出状況

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

施　設　の　種　類		工場数	施設数
1	金属加工機械	13	33
2	圧縮機	24	95
3	土石用又は鉱物用の破砕機，摩砕機，ふるい，分級機	3	5
4	織機	—	—
5	コンクリートブロックマシン，コンクリート管製造機械，コンクリート柱製造機械	1	3
6	木材加工機械	—	—
7	印刷機械	6	28
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	10
9	合成樹脂用射出成形機	7	70
10	鋳型造型機	—	—
総　　数		55	244

表４（２）-２　振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数　　（令和元年度）

特定建設作業の種類		届出件数
1	くい打機，くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—
3	舗装版破砕機を使用する作業	—
4	ブレーカーを使用する作業	9
総　　数		11

5 環境保全協定における細目協定締結事業所の工場騒音調査結果

防府市と環境保全協定を締結し、かつ細目協定を締結している 7 事業所について、敷地境界線における工場騒音調査を実施した。

結果は以下表５のとおりである。

表５　工場騒音の測定結果　（令和２年度）

工場名	測定値　【単位：dB】				（協定値）【単位：dB】
	朝	昼間	夕	夜間	
防府エネルギーサービス㈱	63以下	64以下	63以下	64以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
協和発酵バイオ㈱山口事業所防府	54以下	54以下	54以下	54以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
㈱ベルポリエステルプロダクツ	47以下	48以下	49以下	47以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
㈱ブリヂストン防府工場	48以下	49以下	46以下	46以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
東海カーボン㈱防府工場	49以下	50以下	47以下	47以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
マツダ㈱ 防府工場西浦地区	49以下	47以下	46以下	46以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB
エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱	46以下	47以下	46以下	47以下	朝：70dB 昼：70dB 夕：70dB 夜：65dB

※時間区分／朝(6:00～8:00)、昼間(8:00～18:00)、夕(18:00～21:00)、夜間(21:00～6:00)

第４章　悪臭

１ 概　要

悪臭は、人の感覚や心理が大きく影響する公害であり、市町村に寄せられる相談件数は全国的に増加傾向にある。この理由としては、社会経済の発展に伴い生活水準が向上するにつれて、生活環境の質的向上に対する欲求も高まり、これまで許容されてきたにおいも悪臭として認識されるようになったためと考えられる。

本市においては、臨海部に立地する工場群による広域的発生源と水産食料品製造工場、塗装工場、畜産農業等による局部的発生源があり、悪臭苦情の原因となる物質も多種多様である。

悪臭は、一般に悪臭を発生させる複数の物質によって構成されていることが多いが、「悪臭防止法」では、不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある悪臭の代表的な構成成分を特定悪臭物質として指定し、工場その他事業場における事業活動に伴って排出される物質について規制基準を定めている。

２ 関連法令等

本市では、「悪臭防止法」に基づき、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全する必要があると認める地域[図２]を指定している。

これにより、指定された地域内では、悪臭防止法に定める 22 種類の悪臭物質（特定悪臭物質：表２－１）について、敷地境界線（1 号基準)、気体排出口（2 号基準）及び排水排出口（3 号基準）から排出される特定悪臭物質濃度が規制される。

濃度測定する物質ごとの規制基準は表２－２，表２－３，表２－４のとおりである。

しかし、悪臭は、特定悪臭物質以外の臭気物質や低濃度の悪臭物質などが複合して発生する場合も多く、物質濃度測定の結果が、必ずしも住民の被害感と一致しない実態がある。

そのため、昭和 58 年 3 月 31 日に「山口県悪臭防止対策指導要綱」が制定され、官能試験法の１つである「三点比較式臭袋法※」から算出した臭気指数による指導基準が**表２－５**のとおり示されている。

※　悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定する方法で、6 人以上の試験者に悪臭の入っている袋を臭ってもらい、その結果を統計的に処理しうすめていき、区別がつかなくなった値を臭気濃度とする。

図２　悪臭防止法に基づく規制地域図

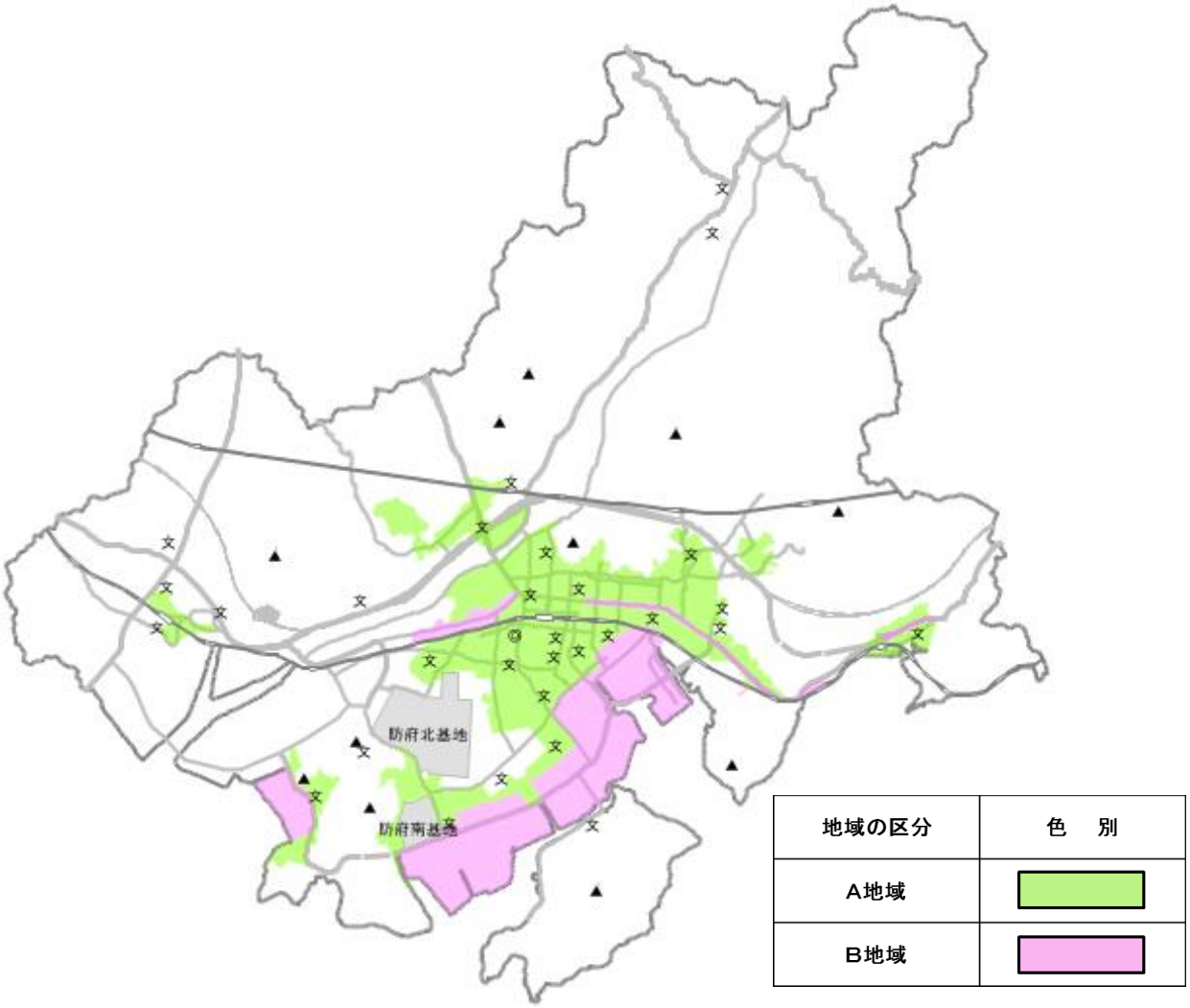

※この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません。

悪臭防止法の地域	都市計画の用途地域
Ａ地域	第１種低層住居専用地域，第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域，第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域，第２種住居地域，準住居地域 近隣商業地域，商業地域
Ｂ地域	準工業地域，工業地域，工業専用地域

表２－１　排出形態ごとの特定悪臭物質濃度の規制基準の有無

特定悪臭物質の種類	規制基準の有無		
	1号基準	2号基準	3号基準
アンモニア	○	○	×
メチルメルカプタン	○	×	○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○	×	○
二硫化メチル	○	×	○
トリメチルアミン	○	○	×
アセトアルデヒド	○	×	×
プロピオンアルデヒド	○	○	×
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	×
イソブチルアルデヒド	○	○	×
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	×
イソバレルアルデヒド	○	○	×
イソブタノール	○	○	×
酢酸エチル	○	○	×
メチルイソブチルケトン	○	○	×
トルエン	○	○	×
スチレン	○	×	×
キシレン	○	○	×
プロピオン酸	○	×	×
ノルマル酪酸	○	×	×
ノルマル吉草酸	○	×	×
イソ吉草酸	○	×	×

表２−２　特定悪臭物質濃度の敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類	許容限度の濃度【単位：ppm】		特定悪臭物質の種類	許容限度の濃度【単位：ppm】	
	A地域	B地域		A地域	B地域
アンモニア	1	2	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
メチルメルカプタン	0.002	0.004	イソブタノール	0.9	4
硫化水素	0.02	0.06	酢酸エチル	3	7
硫化メチル	0.01	0.05	メチルイソブチルケトン	1	3
二硫化メチル	0.009	0.03	トルエン	10	30
トリメチルアミン	0.005	0.02	スチレン	0.4	0.8
アセトアルデヒド	0.05	0.1	キシレン	1	2
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	ノルマル酪酸	0.001	0.002
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	イソ吉草酸	0.001	0.004

表２−３　特定悪臭物質を含む気体の排出口における規制基準

次の式により算出した流量を許容限度とする。（なお、He が 5m 未満については適用しない。）

$q=0.108\times He^2\cdot Cm$

q　：流量　【単位：m^3N/h】

He　：補正された排出口の高さ　【単位：m】

Cm　：表２－２の敷地境界線における基準値　【単位：ppm】

表２−４　特定悪臭物質を含む排出水の規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度の濃度【単位：mg/L】	
		Ａ地域	Ｂ地域
メチルメルカプタン	$0.001m^3$／s以下の場合	0.03	0.06
	$0.001m^3$／sを超え$0.1m^3$／s以下の場合	0.007	0.01
	$0.1m^3$／sを超える場合	0.002	0.003
硫化水素	$0.001m^3$／s以下の場合	0.1	0.3
	$0.001m^3$／sを超え$0.1m^3$／s以下の場合	0.02	0.07
	$0.1m^3$／sを超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	$0.001m^3$／s以下の場合	0.3	2
	$0.001m^3$／sを超え$0.1m^3$／s以下の場合	0.07	0.3
	$0.1m^3$／sを超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	$0.001m^3$／s以下の場合	0.6	2
	$0.001m^3$／sを超え$0.1m^3$／s以下の場合	0.1	0.4
	$0.1m^3$／sを超える場合	0.03	0.09

表２−５　山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく指導基準

区　分			指導基準値【臭気指数】		
			悪臭防止法による規制地域		規制地域以外の地　域
			Ａ地域	Ｂ地域	
敷　地　境　界　線			10	14	14
排出口	高さ　5m以上15m未満	排出ガス量300m^{3}N／分以上	25	29	29
		排出ガス量300m^{3}N／分未満	28	32	32
	高さ15m以上30m未満		28	32	32
	高さ30m以上50m未満		30	34	34
	高さ50m以上		33	37	37

※備考：臭気指数＝10×log（臭気濃度）

臭気濃度とは､試料ガスをにおいが感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率のこと。

臭気指数とは、人間の嗅覚の感覚量に対応させるため、希釈倍率を対数で表した尺度のこと。

３ 環境保全協定における細目協定締結事業所の悪臭調査結果

特定悪臭物質等による臭気が発生する可能性のある大規模事業所と悪臭防止対策について細目協定を締結しており、敷地境界線における悪臭調査を実施した。

結果は以下表３−１，表３−２のとおりである。

表３−１　敷地境界線における特定悪臭物質濃度の測定結果（令和２年度）

工場名	調査日	地域区分	特定悪臭物質の種類	調査結果【単位：ppm】
マツダ㈱ 防府工場 西浦地区	1/28	B	イソブタノール	0.09未満
			酢酸エチル	0.3未満
			メチルイソブチルケトン	0.1未満
			トルエン	1未満
			スチレン	0.04未満
			キシレン	0.1未満

分析機関：㈱ＨＥＲ

表３−２　敷地境界線における三点比較式臭袋法による官能試験結果（令和２年度）

工場名	調査日	地域区分	臭気濃度	臭気指数	（協定値）
協和発酵バイオ㈱ 山口事業所防府	6/26	B	10未満	10未満	臭気指数 14以下
		B	10未満	10未満	
		B	10未満	10未満	
㈱ベルポリエステル プロダクツ	6/26	B	10未満	10未満	臭気指数 14以下
		B	10未満	10未満	
㈱ブリヂストン 防府工場	6/26	B	10未満	10未満	臭気指数 14以下
		B	10未満	10未満	
東海カーボン㈱ 防府工場	6/26	B	10未満	10未満	臭気指数 14以下
マツダ㈱ 防府工場 西浦地区	1/28	B	10未満	10未満	臭気指数 14以下
		B	10未満	10未満	
		B	10未満	10未満	

分析機関：㈱ＨＥＲ

参考資料

Ⅰ： 防府市環境保全条例

平成18年3月31日
条　例　第16　号

目　次

前　文
第1章　総則（第1条－第6条）
第2章　環境の保全に関する基本的施策
　第1節　施策の基本方針等（第7条－第10条）
　第2節　環境の保全のための施策（第11条－第18条）
第3章　良好な環境の保全（第19条－第28条）
第4章　雑則（第29条－第31条）
附　則

私たちのふるさと防府は、中国山地に連なる大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然と歴史に富んだ美しい郷土を愛し、健康で明るく住みよいまちを築くために努力してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動や日常生活などの人の活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、自然の持つ再生能力や浄化能力を超える規模となって、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、環境の保全を自らの課題として認識し、すべての人が共に力を合わせて自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条　環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

2　環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう行わなければならない。

3　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、着実かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条　市は、前条に規定する基本理念（第7条において「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2　市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するよう努めなければならない。

2　事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

3　前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条　市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

第2章　環境の保全に関する基本的施策

第1節　施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

一　大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

二　野生生物の種の保存その他の生態系及び生物の多様性の確保を図り、人と自然との良好な関係を維持すること。

三　森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

四　資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

五　すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境保全に貢献すること。

（環境基本計画）

第8条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　環境の保全に関する目標

二　環境の保全に関する施策

三　前2項に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ防府市環境審議会条例（平成15年防府市条例第8号）第1条の規定により設置する防府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

（環境の状況等の公表）

第10条　市長は、毎年、防府市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の状況を公表しなければならない。

第2節　環境の保全のための施策

（協定の締結）

第11条　市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（環境への負荷の低減のための支援）

第12条　市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促すため、必要な支援に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する施設の整備等）

第13条　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の有効利用等の促進）

第14条　市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の推進等）

第15条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第16条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第17条　市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を収集し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第18条　市は、環境の状況の把握その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2　市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章　良好な環境の保全

（環境の保全の義務）

第19条　何人も、環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないよう努めなければならない。

（土地、建物等の清潔の保持）

第20条　市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して近隣の生活環境を保全するよう努めなければならない。

（空地の管理義務）

第21条　空地を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空地に繁茂した雑草、枯草又は廃棄物を除去するなど近隣の生活環境を損なわないよう適正な管理に努めなければならない。

（廃棄物の投棄の禁止）

第22条　何人も、道路その他の公共の場所及び他人の空地、田畑、山地等に廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

（家庭排水の適正処理等）

第23条　生活排水を公共用水域に排出する者は、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように努めなければならない。

2　生活排水を排出する者は、生活排水による環境への負荷の低減に資する設備の整備及びその設置した設備の適正な管理に努めなければならない。

（動物の飼い主の義務）

第24条　動物の飼い主は、その動物を適正に飼養管理することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

（静穏の保持）

第25条　何人も、法令等に違反しない場合においても騒音により近隣の生活環境を損なわないように努めなければならない。

（土地の形質の変更を行う者の義務）
第26条　土地の形質の変更を行う者は、災害の誘発を防止し、調和のとれた土地利用及び環境の保全に努めなければならない。
（工事施行者の義務）
第27条　土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、資材、廃材等が当該工事場所以外に飛散し、流出し、又は堆積しないよう適正な管理に努めなければならない。
（緑化の推進）
第28条　宅地等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該宅地等にできる限り樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。
2　事業者は、工事又は事業場の敷地を最大限に利用して樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

第4章　雑則

（報告及び調査）
第29条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、環境の保全対策その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、その者の工場、事業場、土地若しくは建物に立ち入り、施設その他の物件を調査させることができる。
2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3　関係人は、正当な理由がない限り、第1項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
4　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指導及び助言）
第30条　市長は、環境への負荷の低減のため、関係人に対し必要な指導及び助言をすることができる。
（委任）
第31条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

Ⅱ：　防府市佐波川清流保全条例

平成13年3月30日
条　例　第 15 号

目次

前文
第1章　総則（第1条―第8条）
第2章　清流保全対策
第1節　生活排水等の対策（第9条―第12条）
第2節　事業排水の対策（第13条）
第3節　事前協議（第14条・第15条）
第4節　清流保全協定（第16条）
第5節　水質調査（第17条）
第6節　美化及び清掃（第18条―第20条）
第3章　雑則（第21条―第26条）
附則

「歴史の川にホタル舞う・佐波川の清流を後世に」

島根県境三ツ峰にその源を発し、瀬戸内海に注ぎ悠久のときを流れる川、佐波川は、「母なる川」として生きとし生けるものに生命を与え、幾多の文化と歴史を育みながら、市民生活に潤いと安らぎを与えてきた。

このすばらしいかけがえのない佐波川の清流を保全し、後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた重大な責務である。

ここに、私たち市民は英知と総力を結集し、佐波川の清流を守ることを決意し、この条例を制定する。

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この条例は、佐波川の清流を守るため、河川管理者の定める佐波川水系河川環境管理基本計画と相まって、市、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、佐波川の清流の保全に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　佐波川水系　公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する告示（昭和 50 年山口県告示第 309 号の 6）の佐波川水系の佐野堰より上流の水域及び当該水域に接続する河川、公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

二　生活排水　し尿及び炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される水をいう。

三　事業排水　事業活動に伴ない排出される水をいう。

四　対象事業場　次に掲げる工場又は事業場をいう。

ア　水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場のうち、有害物質（法第二条第二項第一号に

規定する物質をいう。）を製造し、使用し、若しくは処理するもの、又は一日当たりの平均的な排出水（同条第 5 項に規定する排出水をいう。）の量が 50 立方メートル以上であるもの

イ　山口県公害防止条例施行規則（昭和 48 年山口県規則第 46 号）第 7 条第 3 号に規定する汚水等に係る施設を設置する工場又は事業場

ウ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置する工場又は事業場

エ　その他市長が佐波川の清流を損なうおそれがあると認める工場又は事業場

（市の責務）

第3条　市は、佐波川の清流を守るため、諸施策を策定し、その実施に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条　事業者は、佐波川の清流を守るため、常に最大限の努力をするとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2　事業者は、その事業活動に伴い排出される廃棄物及び水の適正な処理に努め、佐波川の清流を損なわないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

3　事業者は、その事業活動に伴い佐波川の清流の保全に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民は、佐波川の清流を守るため、自ら積極的に努力するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（連携及び協力）

第6条　市、事業者及び市民は、連携を図り、佐波川の清流を守るために必要な活動を協力して行うものとする。

（関係行政機関との協力等）

第7条　市長は、佐波川の清流の保全のために必要と認めるときは、国、県その他関係地方公共団体に施策の実施について協力を求め、又は必要な措置を要請するものとする。

（啓発活動等）

第8条　市長は、佐波川の清流を守るため市民及び事業者の知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

第2章　清流保全対策

第1節　生活排水等の対策

（生活排水の適正処理）

第9条　市民は、生活排水を佐波川水系に排出しようとするときは、生活排水の浄化に有効な装置（以下「浄化装置」という。）を設置して排出するよう努めるとともに、当該浄化装置等が常に有効に機能するよう適正な管理に努めなければならない。

2　市民は、調理くず、廃食用油等の適正な処理及び洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

（助成措置）

第10条　市は、浄化装置の設置を促進するため、市民に対し適切な指導、助言及び助成を行うものとする。

（肥料等の適正使用）
第11条　肥料又は農薬を使用する者は、その適正な使用に努めなければならない。
（家畜等のふん尿の適正処理）
第12条　家畜、家きんその他の動物（以下この条において「家畜等」という。）を飼育する者は、家畜等のふん尿について、その処理施設の整備に努めるとともに、土壌への還元等の方法により適正に処理しなければならない。

第2節　事業排水の対策

（事業排水の適正処理）
第13条　事業者は、事業排水を佐波川水系に排出しようとするときは、法令に定められた基準を遵守し、かつ、佐波川水系の事業排水による汚濁の負荷の低減に有効な処理施設を設置して排出するよう努めるとともに、できる限り再生等の方法により当該事業排水を排出しないよう努めるものとする。

第3節　事前協議

（事前協議）
第14条　佐波川水系の流域内において、対象事業場を設置しようとする事業者は、事業計画書を添えて、あらかじめ市長に協議しなければならない。
2　市長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は協議の見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて協議をするよう要請するものとする。
（協議事項の変更）
第15条　前条第一項の規定による協議をした事業者は、その協議に係る事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4節　清流保全協定

（清流保全協定）
第16条　市長は、必要に応じて、第14条第1項の規定により協議をした事業者と清流の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「清流保全協定」という。）を締結するものとする。
2　清流保全協定を締結した事業者は、これを忠実に履行しなければならない。

第5節　水質調査

（水質調査）
第17条　市長は、佐波川水系の水質調査を定期的に実施し、その結果を公表するものとする。
2　市長は、前項の調査の結果、水質に異常が認められたときは、速やかに関係行政機関と協力し、適切な措置を講ずるものとする。

第6節　美化及び清掃

（行為の禁止）
第18条　何人も、みだりにごみの投棄等により、佐波川の清流を損なう行為をしてはならない。
（美化及び清掃）
第19条　市民は、自ら佐波川水系及びその流域の美化及び清掃に努めなければならない。
（佐波川愛護月間）
第20条　市民に広く佐波川の清流の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的な活動を促すため、毎年7月を佐波川愛護月間とする。

第3章　雑則

（報告及び調査）

第21条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業排水を排出する事業者から事業場、事業の実施状況その他必要な事項に関して報告を求め、又は職員に事業場その他の場所に立ち入らせ、その状況その他必要な事項を調査させることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　何人も、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

（指導）

第 22 条　市長は、清流保全協定を締結した事業者が当該協定を遵守せず事業を行い、佐波川水系に事業排水を排出したときは、佐波川水系の水質を保全するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（氏名等の公表）

第23条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の氏名及び事実行為について公表することができる。

一　第14条第2項の要請に従わないとき。

二　第21条第1項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げたとき。

三　前条の指導に従わないとき。

（法令の遵守義務）

第24条　事業者及び市民は、河川法（昭和39年法律第167号）その他の河川環境の保全に関する法令を遵守しなければならない。

（その他の河川）

第25条　市、事業者及び市民は、佐波川水系以外の河川についても水質を保全するよう努めなければならない。

（委任）

第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　市長は、この条例の施行の際現に対象事業場を設置している事業者、又はこの条例の施行の日前に対象事業場を設置するための工事に着手している事業者と清流保全協定を締結するよう努めるものとする。

Ⅲ：防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例

平成13年12月26日
条例第40号

（目的）

第1条　この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　空き缶等　飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。

二　ポイ捨て　空き缶等を回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。

三　事業者　市内において、事業活動を行うすべての者をいう。

四　市民等　市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

五　占有者等　土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

六　飼い主　犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合は、その者）をいう。

七　飼い犬　飼い主のある犬をいう。

八　回収容器　空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

（市の責務）

第3条　市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止するための施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条　事業者は、事業活動を行う地域において、清掃その他の環境美化活動に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2　事業者のうち、缶、瓶その他の容器に収納した飲食物、たばこ、チューインガムその他ポイ捨てをされるおそれのある物（以下「飲食物等」という。）を製造し、又は販売する者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条　市民等は、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。

2　市民等は、自主的に清掃活動を行うなど地域の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（占有者等の責務）

第6条　占有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物におけるポイ捨てを防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（飼い主の責務）

第7条　飼い主は、飼い犬を飼養管理している場所以外の場所で歩行させ、又は運動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行するとともに、飼い犬が排せつしたふんを持ち帰り、適正に処理しなければならない。

2　飼い主は、飼い犬のふんにより地域の環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（禁止行為）

第8条　市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2　飼い主は、飼い犬が排せつしたふんを公園、広場、道路、河川その他公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地その他の場所に放置してはならない。

（回収容器の設置等）

第9条　事業者のうち、飲食物等を自動販売機により販売する者は、当該自動販売機の設置場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2　前項の規定により回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

（立入調査等）

第10条　市長は、ポイ捨てを防止するため必要があると認めるときは、当該職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査及び指導をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第11条　市長は、第8条又は第9条第1項の規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第12条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

Ⅳ：防府市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平 成 13年 12月 26日
条　例　第　４１号

（目的）

第1条　この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観と機能を保持し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　公共の場所　本市が管理する道路、公園、河川、公営住宅その他公共の用に供する場所をいう。

二　自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車をいう。

三　放置　自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。

四　放置自動車　自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で公共の場所に放置されているものをいう。

五　事業者等　自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備又は解体を業として行っている者及びそれらにより構成される団体をいう。

六　所有者等　自動車を所有し、占有し、又は使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。

七　廃物　放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。

八　処分等　廃物を撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

（市の責務）

第3条　市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他必要な施策を実施しなければならない。

（事業者等の責務）

第4条　事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう回収その他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条　市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、市が実施する放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する施策に協力しなければならない。

（放置の禁止）

第6条　何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

（通報）

第７条　放置されている自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2　市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、関係機関にその内容を通報する等適切な措置を講ずるものとする。

（調査）

第８条　市長は、前条第１項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

（立入調査）

第９条　市長は、前条の規定による調査を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に放置されている自動車が置かれている土地に立ち入り、当該自動車を調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警告）

第10条　市長は、第８条の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をちょう付するものとする。

（勧告）

第11条　市長は、第８条の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

（命令）

第12条　市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

２　市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、公益上、緊急の必要があるため、あらかじめ弁明の機会を与えるいとまがないときは、この限りでない。

（放置自動車の移動等）

第13条　市長は、放置自動車が第10条の規定により警告書をちょう付した日から起算して規則で定める期間を経過した後において、第8条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合（以下「所有者等不明の場合」という。）又は所有者等は判明したが住所、居住その他の連絡先が不明で連絡がとれない場合（以下「連絡先不明の場合」という。）であって、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

２　市長は、前項の規定により放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所又はその付近に、当該放置自動車を移動した旨を表示しなければならない。

（廃物認定）

第14条　市長は、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合は、放置自動車を防府市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

２　市長は、防府市放置自動車廃物判定委員会が定める判定基準により、当該放置自動車が廃物に該当すると判断したときは、前項に規定する判定を経たものとし、廃物として認定することができる。

３　市長は、前２項の規定により認定しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

（処分等）

第15条　市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等をすることができる。

（廃物認定外放置自動車の措置）

第16条　市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）を別に定める保管場所に移動し、保管することができる。

2　市長は、前項の規定により廃物認定外放置自動車を保管したとき、又は第13条第1項の規定により保管した放置自動車が廃物認定外放置自動車となったときは、所有者等に当該放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示しなければならない。

（保管した放置自動車の措置）

第17条　市長は、前条第二項の規定による告示の日から起算して3月を経過してもなお当該放置自動車の引取りがない場合において、当該放置自動車の評価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該放置自動車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

2　市長は、前項の規定による放置自動車の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する評価額が著しく低いときは、あらかじめ告示した上で、当該放置自動車を廃物として処分等をすることができる。

3　前条第2項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該放置自動車（第1項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）の引取りのないときは、当該放置自動車の所有権は、市に帰属するものとする。

（引取通知）

第18条　市長は、保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

（費用の請求）

第19条　市長は、保管している放置自動車を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定による引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2　市長は、第15条の規定による処分等及び第17条第1項の規定による売却又は同条第2項の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管、売却及び処分等に要した費用を請求することができる。

（放置自動車廃物判定委員会）

第20条　放置自動車の廃物の判定及びその基準その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、防府市放置自動車廃物判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、委員10人以内で組織する。

3　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一　自動車について専門知識を有する者

二　関係行政機関の職員

三　市職員

四　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（公共の場所以外の土地所有者等への協力）

第21条　市長は、公共の場所以外の場所に放置された自動車の処理について、当該場所の土地所有者等から要請があった場合は、地域の美観の保持その他公益上、特に必要があると認めるときに限り、協力することができる。

（委任）

第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第23条　第12条第1項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第24条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成14年4月1日から施行する。

Ｖ：防府市環境審議会条例

平成 15 年 3 月 31 日
条　例　第　8　号

（設置）
第1条　環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、防府市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（組織）
第2条　審議会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
一　学識経験のある者
二　関係行政機関の職員
三　各種団体の代表者
四　本市に住居を有する者
3　前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
4　臨時委員は、市長が任命する。
（任期）
第3条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第4条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によって定める。
2　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が召集するものとする。
2　会議の議長は、会長をもって充てる。
3　会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
4　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第6条　審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　前条（同条第1項ただし書きを除く。）の規定は、部会に準用する。

（説明等の聴取）
第7条　審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
（庶務）
第8条　審議会の庶務は、生活環境部において処理する。
（委任）
第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則　抄
（施行期間）
1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（防府市公害対策審議会条例の廃止）
2　防府市公害対策審議会条例（昭和46年防府市条例第2号）は、廃止する。
（会議の招集に関する経過措置）
3　この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

Ⅵ：環境保全協定

１　環境保全協定書

防府市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、防府市環境基本計画の基本目標に掲げた「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現を目指して、防府市環境保全条例（平成18年3月31日条例第16号）第11条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の事業活動によって生ずる環境汚染の未然防止を図り、環境への負荷を低減し、市民の健康を保護するとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

（責務）

第２条　乙は、前条の目的を達成するため、関係法令及びこの協定を遵守するとともに、甲が実施する地域の環境保全対策に積極的に取り組むものとする。

（大気汚染防止対策）

第３条　乙は、ばい煙、粉じん防止のため、使用燃料の低硫黄化を図るとともに、排煙脱硫装置等の整備その他適切な措置を講じ、大気汚染の未然防止に努めるものとする。

（水質汚濁防止対策）

第４条　乙は、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止のため、排水処理施設の整備その他適切な措置を講ずるとともに、水の循環使用等により排出負荷量の削減を図り、水質汚濁の未然防止に努めるものとする。

（騒音・振動防止対策）

第５条　乙は、騒音・振動防止のため、発生施設の適正配置その他適切な措置を講ずることにより、地域住民の生活環境を損なうことのないよう努めるものとする。

（悪臭防止対策）

第６条　乙は、悪臭防止のため、脱臭装置等の整備その他適切な措置を講じ、悪臭の未然防止に努めるものとする。

（化学物質対策）

第７条　乙は、有害物質の排出の抑制を図り、土壌汚染及び地下水汚染の未然防止に努めるものとする。

（廃棄物対策）

第８条　乙は、発生する廃棄物の抑制を図るとともに、発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理するものとする。

（地球温暖化対策）

第９条　乙は、地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に積極的に努めるものとする。

（環境の整備）

第10条　乙は、すすんで事業所及びその周辺の緑化等の環境美化に努めるとともに、周辺の都市環境と調和した施設の整備に努めるものとする。

（事故時の措置及び報告の義務）

第 11 条　乙は、生産設備及び公害防止設備等に故障や破損等の事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その状況を速やかに甲に報告しなければならない。

（報告及び調査）

第 12 条　甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対し環境の保全に関する事項について報告を求め、調査させることができる。

（相互協力及び事前協議）

第 13 条　乙は、環境担当者を常置し、甲との連絡を密にするとともに、甲が行う環境の保全に関する事項について積極的に協力するものとする。

2　乙は、生産設備を新設若しくは既設の生産設備及び公害防止設備について重要な変更を行うときは、甲と事前に協議しなければならない。

3　この協定の施行にあたり、必要な細目については甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

4　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、誠意をもってその都度、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（有効期間）

第 14 条　この協定の有効期間は５年間とする。

2　前項の有効期間が満了する１ヶ月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定はさらに５年間継続されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

2　環境保全協定に基づく細目協定の内容（平成31年4月現在）

Ⅰ　防府エネルギーサービス㈱

1．大気汚染防止対策

（1）乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時の硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量（m^3N／時）
ボイラー№5	12.1 以下
ボイラー№6	10.4 以下
ボイラー№1	12.3 以下

注：山口県公害防止条例第 46 条に基づく連続測定の値については、平成 22 年 10 月 18 日付け環境省通知に基づく 1 時間値とする。

（2）乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時のばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m^3N）
ボイラー№5	0.05 以下
ボイラー№6	
ボイラー№1	

注：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

（3）乙は、ばい煙発生施設における石炭専焼時の窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
ボイラー№5	200 以下
ボイラー№6	
ボイラー№1	

注１：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。
注２：連続測定には適用しない。

（4）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。
（5）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．水質汚濁防止対策

（１）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外（mg／ℓ）	汚濁負荷量 （kg／日）
pH(水素イオン濃度)	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	8	22
SS（浮遊物質量）	7	－
T-N（窒素含有量）	6	15
T-P（燐含有量）	1.1	1.3

注１：汚染状態については、総合排水口における最大許容限度とする。

注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（２）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

３．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前６時から午後９時まで	70 以下
	午後９時から翌日午前６時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成25年9月2日）
一部改定（平成30年11月3日）

Ⅱ　協和発酵バイオ㈱山口事業所防府

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
ボイラーPB-1、PB-2、PB-3、 PB-4、PB-5	各 130 以下

注：標準酸素濃度 5%により補正した値とする。

（２）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

（３）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．水質汚濁防止対策

（１）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外(mg／ℓ)	汚濁負荷量 (kg／日)
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	70	3,546
SS（浮遊物質量）	70	－
T-N（窒素含有量）	100	2,937
T-P（燐含有量）	2.5	61

注１：汚染状態については、排水口における最大許容限度とする。

注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（２）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

３．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

４．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
　　一部改定（平成30年11月27日）

Ⅲ　㈱ベルポリエステルプロダクツ

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m^3N）
廃棄物焼却炉	0.24 以下

注：標準酸素濃度 12%により補正した値とする。

（２）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
ボイラー　DB-05、DB-6、DB-10	各 145 以下
廃棄物焼却炉	210 以下

注１：ボイラーは、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。
注２：焼却炉は、標準酸素濃度 12%により補正した値とする。

（３）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。
（４）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．水質汚濁防止対策

（１）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外（mg／ℓ）	汚濁負荷量 （kg／日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	40	90
SS（浮遊物質量）	10	－
T-N（窒素含有量）	17	95
T-P（燐含有量）	1.5	2.0

注１：汚染状態については、主排水口における最大許容限度とする。
注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（２）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

３．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。
注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

４．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前６時から午後９時まで	70 以下
	午後９時から翌日午前６時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成23年2月14日）
一部改定（平成30年11月9日）

Ⅳ　㈱FILWEL

１．水質汚濁防止対策

（１）水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　目	汚染状態（mg/L）	汚濁負荷量（kg/日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	30	30
SS（浮遊物質量）	33	－
T-N（窒素含有量）	25	18
T-P（燐含有量）	1.5	2.0

注1：汚染状態については、主排出口における最大許容限度とする。
注2：汚濁負荷量については、特定排水量に適用する。

（２）水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録した汚濁負荷量測定結果を、前期分10月10日まで、後期分4月10日までに市に報告するものとする。

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）

Ⅴ　東海カーボン㈱防府工場

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。
また、既設の再焼成炉（F-T4～F-T7）についても都市ガスへの燃料転換を図ること。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量（m^3N／時）
成形熱媒ボイラー	0.16 以下
焼成炉 F-R1＆F-R2、F-R3＆F-R4	各 1.66 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、F-R9	各 1.20 以下
焼成炉 F-R8	2.40 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 1.01 以下
黒鉛化炉 G-A＆G-B	0.58 以下
黒鉛化炉 G-C＆G-D	0.52 以下

（２）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m^3N）
成形熱媒ボイラー	0.15 以下
焼成炉 F-R1＆F-R2、F-R3＆F-R4	各 0.15 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7 F-R8、F-R9	各 0.15 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 0.24 以下
黒鉛化炉 G-A＆G-B	0.15 以下
黒鉛化炉 G-C＆G-D	0.15 以下

注１：成形熱媒ボイラーは、標準酸素濃度補正を行わない値とする。
注２：焼成炉及び再焼成炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。
注３：黒鉛化炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。

（３）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
成形熱媒ボイラー	160 以下
焼成炉 F-R1＆F-R2、F-R3＆F-R4	各 120 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、 F-R8、F-R9	各 175 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 175 以下

注１：成形熱媒ボイラーは、標準酸素濃度 4%により補正した値とする。
注２：焼成炉及び再焼成炉は、標準酸素濃度 15%により補正した値とする。

（４）乙は、大気汚染防止対策として、ばい煙発生施設におけるタール状物質の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	タール状物質濃度（mg／m^3N）
焼成炉 F-R1＆F-R2、F-R3＆F-R4	各 19 以下
焼成炉 F-R5、F-R6、F-R7、 F-R8、F-R9	各 3 以下
再焼成炉 F-T4、F-T5、F-T6、F-T7	各 3 以下

（５）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。
（６）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．水質汚濁防止対策

（１）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外（mg／ℓ）	汚濁負荷量 （kg／日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	10	7
SS（浮遊物質量）	20	－
T-N（窒素含有量）	4	1.5
T-P（燐含有量）	1.0	0.5

注１：汚染状態については、排出口における最大許容限度とする。
注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（2）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

3．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

4．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成22年4月1日）
一部改定（平成27年4月1日）
一部改定（平成30年11月7日）

Ⅵ　エア・ウォーター・ベルパール㈱防府工場

1．水質汚濁防止対策

（1）水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　目	汚染状態（mg/L）	汚濁負荷量（kg/日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	45	27
SS（浮遊物質量）	25	－
T-N（窒素含有量）	93	115
T-P（燐含有量）	4.5	1.5

注1：汚染状態については、主排出口における最大許容限度とする。

注2：汚濁負荷量については、特定排水量に適用する。

（2）水質汚濁防止法第14条第2項の規定に基づき測定・記録した汚濁負荷量測定結果を、前期分10月10日まで、後期分4月10日までに市に報告するものとする。

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）

Ⅶ ㈱ブリヂストン防府工場

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m³N）
乾燥炉	0.10 以下

注：標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

（２）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
乾燥炉	200 以下
ガスタービン(追焚き無)	65 以下
ガスタービン(追焚き有)	98 以下

注１：乾燥炉及びガスタービン(追焚き無)は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。
注２：ガスタービン(追焚き有)は、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。
注３：連続測定には適用しない。

（３）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。
（４）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。
注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

３．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前６時から午後９時まで	70 以下
	午後９時から翌日午前６時まで	65 以下

（備考） 環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成31年1月28日）

Ⅷ　マツダ㈱防府工場西浦地区

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量（m^3N／時）
第３発電所（石炭ボイラー）	10.2 以下

注：山口県公害防止条例第 46 条に基づく連続測定の値については、平成 22 年 10 月 18 日付け環境省通知に基づく１時間値とする。

（２）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m^3N）
第３発電所（石炭ボイラー）	0.05 以下
乾燥炉（019、021、022）	各 0.10 以下
乾燥炉（010、012）	各 0.15 以下
乾燥炉（011、016）	各 0.20 以下

注１：石炭ボイラーは、標準酸素濃度 6%により補正した値とする。
注２：乾燥炉は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。

（３）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
ボイラー(004、005、006、025、026)	各 120 以下
ボイラー(028)	130 以下
第３発電所（石炭ボイラー）	200 以下
乾燥炉（019、021、022）	各 200 以下
乾燥炉（010、012）	
乾燥炉（011、016）	

注１：ボイラーは、標準酸素濃度 5%により補正した値とする。
注２：石炭ボイラーは、標準酸素濃度 6%により補正した値とする。
注３：乾燥炉は、標準酸素濃度 16%により補正した値とする。
注４：連続測定には適用しない。

（４）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度４月 10 日までに甲に報告するものとする。
（５）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度７月末日までに甲に報告するものとする。
（６）乙は、低 VOC 塗料への転換等を図り VOC(揮発性有機化合物)の低減に努めるものとする。

２．水質汚濁防止対策

（１）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外（mg／ℓ）	汚濁負荷量 （kg／日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD（化学的酸素要求量）	22	77
SS（浮遊物質量）	30	－
T-N（窒素含有量）	15	68
T-P（燐含有量）	5.0	23

注１：汚染状態については、№1 排水口における最大許容限度とする。

注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（２）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

３．悪臭防止対策

乙は、悪臭防止対策として、敷地境界線における臭気指数を 14 以下とする。

注：臭気指数は、三点比較式臭袋法によるものとする。

４．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成21年2月10日）
一部改定（平成25年10月1日）
一部改定（平成30年11月14日）

Ⅸ　マツダ㈱防府工場中関地区

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m³N）
金属溶解炉（020、021）	各 0.10 以下

注：標準酸素濃度補正を行わない値とする。

（２）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
金属溶解炉（020、021）	各 170 以下

注：標準酸素濃度 12%により補正した値とする。

（３）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

（４）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．水質汚濁防止対策

（1）乙は、水質汚濁防止対策として、排出水を次のとおりとする。

項　　目	汚染状態 pH 以外（mg／ℓ）	汚濁負荷量 （kg／日）
pH（水素イオン濃度）	5.5～8.5	－
COD(化学的酸素要求量)	25	26
SS（浮遊物質量）	30	－
T-N(窒素含有量)	25	28
T-P(燐含有量)	2.0	2.0

注１：汚染状態については、No.1 排水口における最大許容限度とする。

注２：汚濁負荷量については、特定排出水に適用する。

（2）乙は、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項の規定に基づき測定・記録した COD、T-N、T-P の結果を、汚濁負荷量測定結果報告書により、前期分を 10 月 10 日まで、後期分を 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成20年4月1日締結）
一部改定（平成21年2月10日）
一部改定（平成30年11月14日）

X　エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱防府バイオマス・石炭混焼発電所

１．大気汚染防止対策

（１）乙は、ばい煙発生施設における硫黄酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	硫黄酸化物排出量（m^3N／時）
１号ボイラー	69.3 以下

注：山口県公害防止条例第 46 条に基づく連続測定の値については、平成 22 年 10 月 18 日付け環境省通知に基づく 1 時間値とする。

（２）乙は、ばい煙発生施設におけるばいじんの排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	ばいじん濃度（g／m³N）
１号ボイラー	0.03 以下

注：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

（３）乙は、ばい煙発生施設における窒素酸化物の排出基準を次のとおりとする。

ばい煙発生施設名	窒素酸化物濃度（ppm）
１号ボイラー	100 以下

注：標準酸素濃度 6%により補正した値とする。

（４）乙は、大気汚染防止法施行規則第 15 条の規定に基づき測定した排出ガス量、ばい煙濃度及びばい煙量を毎年度 4 月 10 日までに甲に報告するものとする。

（５）乙は、温室効果ガス排出量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく報告書により、毎年度 7 月末日までに甲に報告するものとする。

２．騒音防止対策

乙は、騒音防止対策として、敷地境界における騒音レベルを次のとおりとする。

測定位置	騒音レベル（dB）	
敷地境界線	午前 6 時から午後 9 時まで	70 以下
	午後 9 時から翌日午前 6 時まで	65 以下

（備考）　環境保全協定に基づく細目協定書（平成28年12月5日締結）
一部改定（平成30年11月9日）

Ⅶ：佐波川清流保全協定

防府市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、防府市佐波川清流保全条例（平成 13 年防府市条例第 15 号。以下「条例」という。）に基づき佐波川の清流の保全のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、佐波川の清流の保全を図ることを目的とする。

（基本姿勢）

第 2 条　乙は、条例第 4 条の規定に基づく事業者の責務を忠実に履行するとともに、佐波川の清流保全に万全を期すものとする。

（規制基準の遵守）

第 3 条　乙は、事業排水を佐波川水系に排出しようとするときは、法令等に定められた基準（次項において「規制規準」という。）を遵守し、かつ、条例第 13 条の規定に基づき事業排水を適正に処理するよう努めるほか、人の健康又は生活環境を損なわないよう努めなければならない。

2　甲は、乙が規制基準を遵守しているにもかかわらず、佐波川の清流が損なわれるおそれのあると認めるときは、汚染物質の排出減少等の必要な措置について、乙と協議するものとする。

（清流保全計画）

第４条　乙は、佐波川の清流を保全するため、清流保全計画書を甲に提出するものとする。

2　乙は、この協定の締結後、条例第２条第４号に規定する施設（以下「対象施設」という。）を新設し、増設し、又は清流を損なうおそれのある重大な変更をしようとするときは、事前に甲と協議のうえ清流保全計画を変更し、その計画書を甲に提出するものとする。

（立入調査等）

第 5 条　甲は、佐波川の清流を保全するため必要に応じて乙に対し報告を求め、又は乙の業務に支障のない限り、立入調査をすることができる。

（事故時の措置）

第 6 条　乙は、対象施設の故障又は破損事故等により、佐波川の清流が損なわれ、又はそのおそれのあるときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

2　前項の事故等により、佐波川の清流が損なわれたときは、乙はその責任において必要な措置を講ずるものとする。

（環境の整備）

第７条　乙は、すすんで事業所内の緑化等環境整備に努めるものとする。

（協力）

第 8 条　乙は、佐波川の清流の保全に関する事項について甲との連絡を密にするため、常設の清流保全担当者を置くものとする。

2　乙は、甲の行う佐波川の清流保全に関する施策に積極的に協力するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項については、その都度誠意をもって甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙各１通を保持するものとする。